

平成25年第3回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成25年9月20日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 6 15番 佐藤富男君（P125～P148）

No. 7 14番 後藤功君（P150～P168）

No. 8 17番 大石雪雄君（P169～P180）

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局局長	近藤信男君
代表監査委員	鈴木光明君	選挙管理 委員長	熊田公一君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。また、答弁は、質問事項についてのみ、簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、通告第6、15番佐藤富男君の一般質問を許します。15番佐藤富男君。

◇15番 佐藤富男君

1. 福島原発事故に関する子どもたちの健康問題について
2. 放射能汚染土壌の除染と仮置き場の運用について
3. 佐藤正博村長と西郷観光（株）との馴れ合いから生じた公職選挙法違反及び政治資金規正法違反疑惑について

○15番（佐藤富男君） 15番。それでは、一般質問を行いたいと思います。

その一般質問を始める前に先立ちまして、通告しました順番を一部変更していただきたいと思います。2番目にあつた質問を3番目に、3番目の質問を2番目に繰り上げて順序を変えて質問したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは最初に、福島原発事故に関する子どもたちの健康問題について質問いたします。

子どもリフレッシュ事業の経過報告をお伺いしたいわけですが、平成25年7月24日から26日までと、8月9日から11日までの2回にわたり、新潟県佐渡市におけるリフレッシュ支援事業が行われました。この事業は、東日本大震災における福島第一原子力発電所爆発事故の影響によって、屋外において十分に遊ぶことや活動することが難しい子どもたちに対し、屋外で伸び伸びと遊んでもらうとともに、新潟県佐渡市での大自然を満喫し、心身ともにリフレッシュしてもらうことを目的として行われた事業であります。

参加者は西郷村内の小学生、5年生と6年生、そしてまたボランティアの方々を含め、今回約300名にも上る、予想を大きく上回る大事業になってしまいました。村内の幼児教育関係者にとって、また所管する担当課の職員の方々にも初めての大型プロジェクトでもあり、子どもたちの安全を第一に考え、きめ細かな対策を施し、ましてや猛暑の続く今夏の異常気象の中では、熱中症対策など、大変にお疲れになったことであろうと推測をいたしております。

そのかいがあつて、この事業が終わって聞こえてくるのは、参加された子どもたちやご父兄の方々からの感動と感激の言葉ばかりであります。この大事業を遂行された方々より、本事業の主な経過報告等を賜りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 15番佐藤富男議員のご質問にお答え申し上げます。

佐渡市で行われましたリフレッシュ支援事業の経過についてということでございます。お話ありましたように、この事業は、放射能を気にせず、屋外で伸び伸び子どもたちが遊ぶ機会を持つ、それも新潟県佐渡市という、そういう場所でこの体験をする、そういうことを目的にして行われました。7月に1回、8月に1回、お話あったとおりでございます。

このうち、新潟県佐渡市において、まず第1班Aコースとして7月24日から26日までに、Bコースとして第2回目を8月9日から11日までに実施したところでございます。最終的な参加者は、Aコースが児童176名、ボランティア、スタッフ等引率者が46名の計222名でございました。また、Bコース2回目におきましては、児童が70名、引率者20名の計90名でありましたので、全体では児童246名、引率者66名の合計312名が参加したことになります。

以上のような内容で、この事業を実施させていただいたところでございます。

子どもたちの思いにつきましては、先ほど触れていただいたとおり、アンケートで子どもたちの思いをとっておりますので、その中では、お話あったような大変楽しい、そういうことであったということが言われております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の再質問を許します。

○15番（佐藤富男君） ありがとうございます。

これほどの大事業を行うに当たりまして、まさにマニュアルや前例がない中で、職員の皆様方、手さぐりで進めました今回の大事業のマニュアルづくり、そして何より子どもたちの安全・安心対策を最優先して、バスやフェリーでの車酔いや船酔いの対策、事業期間内の気象の変化に対する俊敏な日程の対応、また協議を行うとともに、食事においても子どもたち一人一人の食物アレルギー対策など、数え切れないほどのきめ細かな対策を施していただきました。本事業を成功させていただきました所管の職員の皆様、そしてまた教育関係者の皆様、そして福島大学学生などのボランティアの皆様、関係する全ての皆様方に心から感謝と御礼を申し上げ、また敬意を表したいと思います。本当にご苦労さまでございました。

私は、この大事業を本当にけがも事故もなくやっていただきましことに対して感謝しておりますけれども、実は先日、先ほど先日の室井議員の質問にもありましたけれども、これ八汐会だよりというその報告、私からすれば紙爆弾が西郷村に落とされまして、非常に間違った風評が広まっていると。そのために村民も戸惑い、そしてまた議員も正直言って、その風評被害に悩んでおります。ということで、この問題について、私は今議会の一般質問を通じながら、村民の方々に何が真実なのかということも含めて一般質問をしてまいりたいと思っております。

この八汐会の中にあるのですが、「子どもリフレッシュ事業の一般で、孫が佐渡に行ってきましたが、天気が悪く、あまりおもしろくなかったと言っていた、もっと検討したほうがよかったのではないか、大人がけんかをしていたそうです。本当？」と

いう文章が出ています。このリフレッシュ事業について、どういうわけか村の村だよりには一切この記事が出ていません、これだけの大事業が。そして、出たのは、この八汐会のおもしろくなかったという記事だけなんです。

天気が悪くておもしろくなかった、もっと検討したほうがよかったのではないかというんですが、では天気というものを操作できるのでしょうか。天気が悪かったから検討してくれ、このことは私は親の心子知らずの勝手な言いぐさであるというふうに思います。天気のよい確実な日など絶対に設定できません。現実的に、そんなことは絶対に無理であります。

今回のリフレッシュ事業は、原発事故によって子どもたちが2年間にもわたって自由な行動をとれなかったことと、放射能による被ばくを一日でも受けなくて生活をさせてあげたいという目的で、西郷村民の貴重な税金を費やし、個人負担を取らず、加藤教育長をはじめ、菊池教育委員長、村内の全学校の校長先生方、生涯学習課の課長さんは二度も行きました。課長さんや次長さん、そして全職員の皆様、村内のボランティアの皆様、福島大学のボランティアの皆様、新潟県佐渡市の観光課の職員の皆様、潮津の里の館長様、ホテル大佐渡の社長様はじめスタッフの皆様、そしてボランティアの方々、そして何より村内の小学校のPTAの役員の方々の皆様の全力を挙げて、汗を流しながら、これほどの協力によって大成功したリフレッシュ事業でありました。

しかし、これらの方々のご尽力を、西郷村議会の会派の八汐会によるたった一枚の会報で全てに水を差してしまいました。本当に残念であります。今回の八汐会の会報には、私から見れば、誤解と無知によって西郷村議会の尊厳を傷つけるような記事、多くの同僚議員や私に対する批判も相当ありました。しかし、そんな中で、リフレッシュ事業が天気が悪くておもしろくなかった、もっと検討したほうがよかったのではないかという投書のみを、今回、参加された子どもたちの全員の声と代弁しているように錯覚させる記事を全村内に配布し、八汐会の会報に載せたことは、私は絶対に許すことはできません。

私は、Aコース、Bコースの出発式や解散式に出席しました。出発するときの子どもたちのVサインと満面の笑顔、そしてBコースで帰ってきたときに、教育長が発した「楽しかった人は手を挙げてください。」そういった声をかけたときに、行った子どもたち全員が手を挙げました。そして、ボランティアの方も大きく手を挙げてくださいました。その場面に遭遇して、私は胸にぐっとくる熱いものと関係者に心から感謝する念が頭をよぎりました。村民の皆様に、決して八汐会のこの広報が全てではないことをここできちんと申し上げておきたいと思っております。

最後になりますが、この新潟県佐渡市へのリフレッシュ事業に対し、八汐会の7名の議員さんたちは全員が反対されておりました。だからこそ、このような人の心を傷つけるような記事を八汐会報へ掲載したのかと私は今になって思っております。

次に、質問にまいりたいと思います。

福島県民調査による西郷村の子どもたちの甲状腺検査の2次検査が行われましたが、その検査結果をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 甲状腺検査についてお答えいたします。

平成25年7月31日現在で3,619人が受診しております。そのうち2次検査対象者が30人、2次検査受診者が23人。年齢の内訳を申し上げますと、ゼロ歳から5歳までが1人、6歳から10歳までが5人、11歳から15歳までが9人、16歳から18歳までが8人でございます。

2次検査を終了した方は18人、結果として6人がAの2と区分、5ミリ以下の結節や20ミリ以下の嚢胞を認められた者に移行、次回の検診となっております。

医療の経過観察者は11人で、1名が細胞診受診となりまして、悪性ないし悪性の疑いがあるのではないかとというふうに言われております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こういった非常に厳しい数字が西郷村内の子どもたちの健康に害を及ぼしております。しかしながら、西郷村民の方々、また私たち西郷議会議員に対し、那須町の方がこんな私たちを批判することを八汐会に投稿され、八汐会報に載っております。「放射能から子どもを守ろうと、そればかり言っている過敏症の議員がいるというのが、風評の原因を発信しているようなもの」と那須町の方が言っていました。本心本音がわからないという記事を、この八汐会報に載っております。しかし、私は那須町の方が西郷村の現実をわからないで、こういうわからない風評を流して我々を苦しめる、そのことをまたこの八汐会報が流すという、こんな悪循環なことを私は議会議員としては許すわけにいかないと思います。

これから、甲状腺がんについてもチェルノブイリでは4年、5年後に急増しております。決して今、事故から2年半で、安心できる状況ではありません。ましてや、100万人に1人か2人とされている甲状腺がんが、わずか三千、数千人の村民の子どもたちの中から1人が出てしまった、とんでもないこれ数字なんです。このことを直視しないで、このようにのうてんきな文章を送ってよこした那須町の方には深い憤りを感じます。

また、先日も室井議員が子ども・被災者支援法について話をされました。そして、村長はやっていると言っておりましたけれども、この意見書のマップを見ると、村長の白河地方の広域市町村圏も、町村会も、白河市長も、白河議会も、棚倉町議会も、どこ一つとしてこの意見書を出していないという結果がこのマップによって明らかになりました。

そういう中で、この子ども・被災者支援法について今日の民報新聞に出ていました。村田副知事が各市町村から聞いた、その施策について復興庁に要望したと、要望書を出したという。しかし、西郷村からその要望書を出したのかということについて、私は疑問に思っております。さきの決算説明会において、私は学校教育課長に申し上げました。原発事故子ども・被災者支援法について知っていますかと、わかりません、見ていません。そして、県から派遣されている教育主事にも聞きました。原発子ども・被災者支援法、わかりません。

この法律の中には、子どもたちを健全に育て、そしてまた育む、そしてまたいろいろ施策、医療の問題も含め、さまざま法律になっております。このことをいかに西郷村の子どもたちにこのような施策をお願いするのかということは、当然ながら学校教育関係者、そしてまた福祉関係者は対応を協議して、西郷村は村としての子どもたちを守るための施策を当然県を通し復興庁に、この子ども・被災者支援法に生かしてもらおうという手続をしなければならなかった。そのことすら何もやっていない、わからない、これが今の西郷村政の現状であります。

そういう中で、安倍総理がオリンピックのときにI O C総会での発言に、こんなことを言いました。この原発事故において、健康問題については今までも、現在も、そして将来も全く問題ないということを約束すると言った。では、今の福島県に18人も出ている甲状腺がんの子どもたちは全く放射能関係ないということを断言したんですね。これから出てくる子どもたちも原発関係がないっちゃ、それでは誰がその子どもたちを守るんですか。それを守っていくのが原発事故子ども・被災者支援法じゃないんですか。

それを担当者もわからない、そしてまた陳情書、意見書も出さない。出したのは、この県南地方では東西白河地方市町村圏の中で、9市町村の中で、わずか西郷村議会だけしか出していなかったという結果、こういう現実。そして、1番議員の質問に対して、村長は県南会津白河のやつで頑張っている。ところが、言ったことが全くいつも会議も開かないし、やっていないし、そんな仕事もない。まさにそのように曖昧というか、私から見れば、本気でこの子どもたちを守るという姿勢があるのかということは信じられない状況であります。

そういうことで、学教課長にお伺いいたします。

この子ども・被災者支援法、私はその中身について決算説明会が終わった後にあげたと思います。その後、この被災者支援法を読んで、学校教育課長としてどのように思いましたか。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋廣志君） お答えいたします。

決算説明の中で、議員に知っているかということで、残念ながら知らないということをお答えしました。今後、資料をもとにしながら要望していきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ぜひ一生懸命やってください。村長からそういうような指令がなかったということは、村長はこの問題についての意欲はないというふうに私は理解しておりますので、担当課長のほうで頑張っていただきたいと心から思います。

それで、あと……

○議長（鈴木宏始君） 15番、多分、学教課長の上司は教育長のほうで、村長じゃなくて。

○15番（佐藤富男君） ああ、そうですか。

○議長（鈴木宏始君） ええ。

○15番（佐藤富男君） 最近、教育委員会も長の部局になるという状況で。それで、教育長もひとつ、答弁は結構です、時間の問題がありますから。ぜひ頑張ってくださいなと思います。

それでは、時間の関係で、次にまいりたいと思います。

それで、一言、これはチェルノブイリで医療活動を展開されました医師で、現在、松本市長の菅谷昭氏の言葉をここで申し上げておきたいと思います。「ベラルーシでは、事故から27年たった今でも、汚染地帯に住む6歳から17歳の子どもたちに年に2回、18歳以上の子どもたちに年に2回、18歳以上の住民に年に1回の無料診断を行っています。そして、子どもたちは年に一、二回、国の費用負担で保養に出かけることができます。とにかく、今後は低線量被ばくが及ぼす健康被害問題をしっかり見ていかなければなりません。そして、子どもたちはせめて半年に1回程度の無料検診を受けさせてあげたい。たとえ異常が見つかって、早期であれば十分可能です。今の決断が、まさに5年後、10年後の日本に大きな違いを生むということでございます」ということで言われていますので、教育長のほうではぜひそういった子どもたちの健康問題にも留意して、気配りをより以上やっていただきたいとお願いを申し上げます。

次に、2番目の一般質問にまいります。

この八汐会報を読ませていただきまして、村長のいわゆる告発が不起訴になったから、全面的に今まで100条委員会が扱ったことは税金の無駄遣いだったと、何にもなかったんだというような記事が載っております。それで、何か我々100条委員会が税金の無駄遣いをして、そして悪いことをやったというふうに書かれておりますので、このことについてきちんと私は弁明しておかなければなりませんので、まず申し上げます。

八汐会報では、こう出ていますね。新聞報道で、「指定管理者と村長に不起訴処分とのこと。当たり前のことを何やっているんだと。草刈りの問題で何度も委員会を開き、村民の税金を使い、誰が見ても何もないと思うようなことをいつまでも協議し、時間の無駄、反省して。」これ全村民に、この7名の議員の名前でこれを出しております。

そして、いわゆるこれの中で、「議会が村長を告発したというが、どういうことだ、内容が知りたい」という中で、このように回答したんですね。その中で、「通常春から秋に刈り取られた草が11月末まで残っているはずがないため、ない」と。それから、「経理内容の精査をするが、確たる証拠などがあがらず、」こんな間違っただけが書いてあります。それから、「放射能特別委員会委員長の佐藤富男議員は、99%不起訴になると思っていた、最初からわかっていたと豪語、多額の経費と時間をかけ、一体どういうことですか」となっています。

それで、これについて申し上げますが、中島氏が書かれた本にこのような文言があります。虚偽の告発、第100条7項なんですけど、「虚偽の陳述とは、真実、または

真正じゃないことで、偽り、または嘘ということである」と。「虚偽の言葉は意識的に不真実、または不真正ならしめる場合に用いることが多い」と。「しかし、100条委員会では証人の方は、良心に従って本当のことを申し上げます、知っていることを隠したり、ないことを申し上げたりなど決していたしません、右のとおりかたくお誓いしますという宣誓書を読み上げた上、署名捺印までしているので、記憶に反する証言をした場合は犯罪になるのである」ということになっております。

そして、この文言の後にこうあるんです。「多く起訴にもならないのは、決め手が薄弱さを実証している」と。「いざ適用となると、よほどでない限り、正直言って成立しがたい」と「地方議会100条調査の実務」の中で言われております。そして、「不起訴の場合、100条調査の実態から見て、告発まで至らずに終幕を告げているのが圧倒的に多い。一応の期待どおりには至らなかったにせよ、一所懸命になって調査をしたという調査報告をすることで、それなりの目的は果たしたわけである」と。「告発しても、起訴して法廷に持ち込んだ件数たるや何百分の1ぐらいである」と、こう書かれているんです。

だから、私は結局、99%に不起訴になると私は申し上げたんです。豪語じゃないんです。こういう裏づけがあって私は発言しているんです。「調査結果が議会側、または執行権側の行財政運営に役立つものとして活用されなければ、何の意味もないのである。」100条委員会の結論について、執行部がしっかりと受け止めなければ、何の意味もなくなってしまうと、その税金の無駄遣いになってしまおうと言っているんです。そして、「当局側としても、政治道義上、議会の意思を尊重すべきものであることは言うまでもないことである」と、こういうふうに本が書かれております。100条委員会の手引に書かれております。

そこで、この100条委員会の委員長が平成24年12月定例議会において何を報告したかと。時間の関係でかいつまんで申し上げますが、たくさん意見を、7つの問題を提起しております。その中で、こうあります。「設計書の作成に当たっての基本的事項の欠如、」指定管理業務の委託契約についてですね。西郷観光株式会社との問題です。「請負業者は、その仕様書に従って請負業務を遂行していく。しかし、その過程で、仕様書に示された数値が施工上及び管理上好ましくないと思われるとき、指名業者は質問書を提出することにより指摘し、その結果、適正な設計を求めるものである。しかし、西郷観光株式会社はそれを怠り、村の募集要項に記載され、公表された指定期間3年間の指定管理料の総額から安易に価格を算出し、芝生などを管理する上で必要な芝刈りなどの回数について指摘することもなかった。このことは6年間もされずに、なれ合いで実施されたこととなる」というふうに言っております。

また、実態と離れた仕様書ということで、「芝生は6月、7月の成長期には週に2回程度刈り込まないと雑草に負けてしまうことになるから、年に5回という芝生は数十センチに成長して、それとともに雑草も伸び放題となる」となっております。この芝生について、金田委員が質問して、田んぼのあぜ道の草が残っていますかという話をされました。しかし、芝生にも洋芝から野芝からたくさんの芝があります。この

芝というのは、私は専門家に聞いたところ、2年間消えないという。ましてや、3センチ以下であれば、刈ったと同時に消えてくる。5センチ、10センチ伸びちゃった場合には、やはり集めておかないと、腐ってきてすごく汚くなると言われております。消えないんです。それを田んぼの草と一緒にすることはできないんです。

それから、業務報告書の確認なんですが、「過去6年間にわたり、仕様書に管理用花壇の草花購入として2,600本を設計で計上してあるが、実際には設計数量は購入していない。また、芝管理のうち除草及び施肥については、薬品、肥料など、仕様書に沿った原材料を購入することもなく、全く実施していないにもかかわらず、実施したように報告し、管理業務料金を請求し、受領していた」と。全く嘘っぱちな報告書を出して、村から金をもらっていたということですね、これ事実なんです。

さらに、「月例作業報告書に添付してある作業写真の多くは、複数の写真が毎年同じものを使用していたことが確認され、社員なども意図的に写真を使い回ししていたことを証言し、認めている」と申しているんです。

そして、基本協定についても言っています。「協定書とはいえ、重要な契約書である。作成後、適切な校正作業が行われたか甚だ疑問であり、こういったずさんな事務を執行している執行部に対して不審の念を抱くばかりである」と。

そして、そういった中で改善意見を申し上げております。「金額の間違った計算、」それから「計上ミスが幾つかあります」ということで、チェック体制のあり方が問われると。また、「一般管理費の重複計上とあわせて、設計のできる職員の養成、あるいは設計のできる職員による積算額の算定が必要である」ということも委員長報告しています。

そして、「検査員の自覚として、今回の検査で、執行部の検査体制の甘さが明らかになった。これは、平成元年より平成17年まで続いた委託業務並びにその後も続いた1社による業務の独占と」、委託者と——村長ですね、「委託者と受託者、村長が同じ者が契約者であるという双方代理に抵触することも疑われる、仕方のないような、法の精神を尊重しない執行の結果が生んだものと言えよう」という報告やっています。

そして、また指定管理者の公募についても、「西郷村家族旅行村指定管理公募要綱を見ると、申請の資格は実質的に西郷観光株式会社1社しかない。公募といいながらも、実質的には随意契約と等しいものとなっている。指定管理者制度の目的が発揮されないことから、議会はかねてより広く公募することを言い続けてきたが、今回の不祥事については甚だ残念なことであると、」とこう言っています。

また、雇用問題についてです。村も投資している西郷観光株式会社の社長が「平成21年6月26日に須藤正一氏にかわって以来、アルバイトを含めて11人の社員が西郷観光株式会社を去るというのは異常事態で、企業の危機であると考えられる。」本当にこれ異常なんです、11人もやめるとするのは。「さらに、西郷村も株主の一人であることから、村民一人一人が株主であると言えるのではないか。西郷観光株式会社は、西郷村の指定管理者としての地位の重みを十分認識し、村民に報いる義務があるものとする」ということになっております。

そして、まだありますが、指定管理委託費の返還金額の精査ということになっております。「西郷観光株式会社が作業日報を記していないという初歩的な義務を果たしていないこと、また家族旅行村指定管理にかかわる元帳、金銭出納帳を有しておらず、ずさんな会計処理をしていた。当委員会の調査期間が短く、細部にわたらず、精細に至らなかった。村は、仕様書に基づく事業成果について、どの程度完了したかを精査し、その割合に応じた返還金を求めなくてはならない」と、こう言っているんです。

なお、「返還金に対し、指定管理者である西郷観光株式会社社長の須藤正一氏は、精査して会社役員会にはかたりしなければ、それは答えとして出せませんと答えるにとどまり、指定管理業務の委託者である西郷村長、佐藤正博氏は、返納しなくてもよいのではないかというふうに考えています」という言葉を回答しています。とんでもないことなんです。

両者とも、「指定管理料金が村民の貴重な税金で賄われているという自覚に欠けるとともに、両者が結んでいる基本協定書の条項を重んじず、ずさんな業務とともに虚偽の報告書を長年にわたって提出し、業務管理料を不正に受領していたことは、社員などの証人尋問での証言で明らかになっており、須藤社長、佐藤村長の回答は極めて不誠実である。納税者である村民の理解は到底得ることができないだろう。当委員会では、これまでの管理料を精査し、貴重な村民の血税の返還を求めるものである。」

そして最後に、「指定管理者取り消しについて。当委員会の調査によって、今回の不祥事は、公金を投入しているという認識に欠け、執行部と企業側のいわゆるなれ合いから生じたと考える。今回の不祥事は、基本協定書第5条にある業務の必須事項に関して、基本協定書、募集要項及び公募時に提出した事業計画書、さらには仕様書に反し、虚偽の報告をするなど、指定管理者としての誠実な業務の遂行責任を果たしていないのは明らかである。よって、西郷観光株式会社の指定管理者としての指定を、基本協定書第24条の規定により指定の取り消しを求めるものである」ということで、西郷村議会100条調査特別委員会は立派な報告書をつくってやっております。

それがこの八汐会の報告によりますと、書いてあるのは、「経理の内容を精査をするが確たる証拠が上がらず」、そして「税金の無駄遣いだ」というふうに書いておくんですね。これが村民の声として伝わっちゃう。村会議員の広報だから、村民は信用しちゃう。だから、やはり正しいものをやっていたかできない限り、私は風評被害に負けてしまいますので、あえて私はここでやっておる。

ということで、ここで監査委員にお聞きしますが、西郷観光株式会社と西郷村長との家族旅行村及びちゃぼランドの指定管理業務委託契約は、民法第108条の自己契約及び双方代理に抵触し、利益相反行為となって、複数の当事者がいる場合における契約で、西郷観光株式会社の利益となり、委託してある西郷村の不利益となっていると思われませんが、ご所見をお伺いするものであります。

なお、利益相反行為とは、複数の当事者がいる場合における、一方の利益となり、かつ他方の不利益となる行為のことです。

○議長（鈴木宏始君） 代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） お答えします。

今、議員からご説明のあったとおり、これはやっぱりお金を出すほうともらうほう
が同一母体というのは、これはあってはだめだと思います、これ。（不規則発言あり）
これちょっと言いわけになりますけれども、やっぱり西郷観光の立ち上げが平成
元年ですね。それから、指定管理になったのが平成18年ですか。平成18年でした
っけ、そうですね。ですから、この時点でやっぱり切りかえなかったんですが、多分
その負の遺産を引き継いだというような格好だったもので、ずさんと言われても、こ
れはいたし方がないと思います。（不規則発言あり）いいですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） ただいまの双方代理の件でございますが、指定管理の
場合は請負契約ということではなく、行政処分ということですので、それに関しまし
ては双方代理という形にはならないかと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういう認識でいるから、こういうなれ合いが生じ、問題が起
きるんです。村民や議会から疑惑を持たれない潔白なね。今、管内で、市町村長が社
長をやって委託している会社、市町村ありますか。そういう公務員はそういったこと
で逃げますけれども、我々一般の民間人からすれば、そんなことは当然許されるべき
ものじゃないです。村長が委託するんですから。その委託するほうは一円でも安いほう
がいい、受託するほうは一円でも高いほうがいい。そこで同じ者が同じことをする
といえ、当然そこに法律云々じゃなくて、どちらかが損をしてどちらかが利益を得
る、こういったことを疑われちゃうんです。だから、私はそういうことがあまりやら
ないで、きちんと村長がもう社長はやめるなり、村長をやめるなりしない限りは、こ
のそういった疑惑はやはり免れないと私は言っているだけの話でありますので。

それでは、次にお伺いしますが、次にお伺いいたしますけれども……（不規則発言
あり）

○議長（鈴木宏始君） いや、いずれにしても一般質問で議員が質問したことについてだ
け答えるように、私のほうはお願いしたいと思います。

（「議長」「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長に申し上げます。

村長は、質問している議員から質問されたことに対してお答えをすればいいのであ
って、村長が質問者に何うような行為をやらしてもらってはこれ困るわけなんです。こ
れ厳重に議長から村長に注意していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、16番室井清男君より議事進行についてご発言がござ
いりましたが、私もただいまごらんのように制止はしておりますので、ご理解ください。

（不規則発言あり）いや、とにかくこれは一般質問の、一般質問というのはとにかく
議会のほうが議員がお尋ねをしているわけなんです。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午前10時44分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時46分）

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 双方代理は、そういった問題については国のご意見を賜る、または裁判をやらない限りは、これは決着、私はしないと思います。法の解釈なんていうのは難しいですから。

それと、次に入りますが、村長の公職選挙法及び政治資金規正法に抵触しているのではないかという問題についてお伺いいたします。

今日は、私の尊敬する熊田さん、元職員さんにも来ていただきまして、本当にありがとうございました。本当に熊田さんの人格には常に私は尊敬をいたしておりました。また、今回こんなことでお呼び立てしましたことはまことに申しわけなく、よろしくお願いを申し上げます。

平成22年2月23日告示、2月28日投票で行われました西郷村長選挙に当たりまして、平成22年1月30日に佐藤正博村長の事務所開きが盛大に行われました。このときに、100条調査の原因にもなった西郷観光株式会社、須藤正一社長から事務所開きの祝い金として2万円を後援会の方が受け取りました。西郷観光株式会社は政治活動に寄附をすることは、政治資金規正法の第21条で禁止されています。また、西郷村と請負その他の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に対し寄附をしてはならないと公職選挙法第199条で禁止されております。

こういう中で、村の選挙管理委員会として、このことについてどのようにお考えなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 西郷村選挙管理委員会委員長、熊田公一君。

○選挙管理委員長（熊田公一君） 公職選挙法及び政治資金規正法の違反疑惑ということですが、選挙に関しまして選挙管理委員会に提出された報告書、届出書等において、法令違反、またはそれが疑われるような記載は認められませんでした。そのようなことについては把握しておりません。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） それでは、選挙管理委員長に申し上げますが、西郷観光株式会社の金銭出納帳、現金出納帳の中に、平成22年1月30日の中ですが、2万円出金、佐藤正博事務所開き祝い金、そして須藤正一社長は村長の選挙事務所に行って、その婦人部、泉の会というご婦人にその2万円を渡したと証言をしていらっしゃいます。そうすると、村長後援会としては関係ないということかもしれませんが、村長の下部組織である泉の会がもしそのお金を受け取ったとすれば、当然これは政治資金規正法に該当します。この事実があるんですが、選挙管理委員長、どうですか。

- 議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員会委員長、熊田公一君。
- 選挙管理委員長（熊田公一君） 選挙管理委員会には、法令違反についての捜査する権限がありません。実際にそのような法令違反の事実があったかどうかについての確認もすることができません。ですので、そのことに対する私の見解は控えさせていただきます。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 選挙管理委員会の業務というのは、熊田委員長、どのような職務があるかご存じですか。ちょっとここでお願いいたします。
- 議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員会委員長、熊田公一君。
- 選挙管理委員長（熊田公一君） 選挙管理委員長の職務内容等について、選挙関係についての全般についてのお問いだと思いますが、私も大変申しわけないですが、一から十まで覚えているわけではありませんので、まだそれに精通しているわけではありませんので、大変申しわけないんですが、時間をいただきたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 全てがこういう状況で村政運営されているんですね。選挙管理委員会というのは、この村に4名いて、公職選挙法、地方自治法、そして政治資金規正法等にかかわる事務を行うとなっているんです。なっているんですね。知っていますよね。（不規則発言あり）わからなかったですか。ということは、いかに総務課長、選挙管理委員会、これあれですか、窓口は議会ではないでしょう、総務課でしょう。総務課長、これ選挙管理委員に対して、そういった公職選挙法、政治資金規正法、当然これやらないと、その議員選挙、村長選挙の収支報告書、これは正しいかどうかこれわからないんじゃないですか。それが本当に、例えば村内の会社から議員が村長が1万円でも2万円でも寄附を受けたときに、これ違反になりますか、委員長。
- 議長（鈴木宏始君） 選挙管理委員長、熊田公一君。
- 選挙管理委員長（熊田公一君） 一般的に、会社が公職の候補者に選挙に関して現金を贈ったとすれば、それは候補者への政治活動に関する寄附とみなされます。政治資金規正法第21条の第1項、会社、労働組合、職員団体その他の団体は、政党または政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をしてはならないという規定に違反をします。
- また、政治資金規正法第22条の2の規定により、何人も、会社などから政治活動に関する寄附を受けてはならないということになっておりますので、寄附を受けた者についても、これに違反することになります。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） そのとおりなんですね。いわゆるもう動かしがたい証拠があって、西郷観光株式会社の金銭出納帳に2万円で支出、項目、佐藤正博事務所開き祝い金になっているんです。ある方が、村民が検察庁のほうにこれ告発したんです。告発しました、政治資金規正法、選挙違反。ところが、これは3年で時効なんですね。3年で時効なんです。今は時効です、もう時効になっています。ただ、私が言ってい

るのは道義的な責任。先ほどの西郷観光株式会社と村と村長とのなれ合いがこういったことを生んでいるんだということなんです。

そして、検察庁の言うのには、須藤正一氏は村長後援会事務所開きに行ったときに、その婦人部の方にお渡ししました。全く知らない人に私は渡していないと思うんですが、その渡した相手わからない。その泉の会の会長さんは、今は亡くなっちゃったからわからない。調べようがないから不起訴だと、こういうことなんですよ。

だから、一連のいわゆる西郷観光株式会社と須藤正一氏と村長とのなれ合いなんですよ。これが公金を使っていなきゃいいんです、個人企業なら。村の税金を何千万円、年間7,000万円になりますか、今。ちゃぼランドだって2,000万円の業務委託料でしょう。それが今度、使用料、あれも2,000万円、3,000万円入っているんじゃないですか。そのほかに今度、高齢者支援の温泉の無料券のやつで1,000万円。6,000万円、7,000万円毎年払っているんじゃないですか、村から。その方との中でのそういうお金のやりとりがあったんです、これ事実。

だから、私はこういうなれ合いでやっているから、問題じゃないですかと。その村の支払い、お金は村民の貴重な税金なんです。血税、私も払っています、税金。その税金なんです。だから、そういうことを避けなきゃならない。村民の疑惑を絶対にこれは避けなきゃならないんです。そのために、そういう双方代理とか、そういういわゆる一連の利益相反行為とか、そういうものが絶対新たな嫌疑をかけられないように、行政は行政運営しなきゃならない。

それが逆逆逆でいって、村長は今、西郷観光株式会社社長を決めるのに、誰が決める。取締役が決めるんです、株主じゃないんです。じゃ、取締役は誰かといったら、村長と須藤社長と有賀悌三で3名しかいない。村長が右と言えば右になるし、左と言えば左なんです。こういう関係なんです。そして、今度これほど我々100条委員会が指摘したことを一切守らず、いまだかつてそれがのうのうと行われている。そして、社長も、俺は無罪放免、逆に100条委員会を訴えてやると言っているんですよ。こんな馬鹿な話ありますか。だったら、この我々が100条委員会で指摘したことをきちんと守って、お金を返すべきものを返して訴えてくださいよ。

我々議員は、ここにいるのは村長を守るためにいるんじゃないんです。村長をバックアップして、頑張れ、頑張れと、異議なし賛成、異議なし賛成とやるためにいるんじゃないんですよ。村民の貴重な血税が正しく最少の経費で最大の効果を挙げるために使っているのか、そしてその時々で村民が求めるものを行政執行してくれるのか、しているのか、そういったことを我々議会がチェックをして、例えばこの間言ったように、八汐会の会報では予算を増額してやりたい放題と書きましたけれども、今、子どもたちがこの2年間、放射能の被ばくを恐れて家の中閉じこもって、水浴びもできない、泳ぎもできない、表で伸び伸びと遊ぶことできない、お母さん方も心配している。だから、今だから新潟県佐渡とか、ここを離れて伸び伸びとして育てて、子どもたちを放射能のないところへ行って、少しでもDNAをなくしてあげようという考え方から、我々は、村は一切やらないというものを、これ小学校5年生、6年生全部や

るんだというふう増額修正をやりました。

それ八汐会が言っているやりたい放題とって反対しましたけれども、じゃ我々がそのリフレッシュ事業に増額修正して、5年生、6年生全員行けとってやった。これが私たちが悪いんなら、村民から私たち、選挙のときに洗礼を受けますよ。当然受けます。私たちがやったことが悪いんなら、当然受けます。だけれども、子どもたちがあぁいった本当に満面の笑顔でVサインしてバスに乗り込む姿を見たらば、私は間違っていなかったと思います。それが私は行政の、議員のやはりやるべき職務だと思うんですよ。ただ、ここに出席して何もしゃべらないで異議なし賛成と、仕事じゃないと思います。あくまでも、村長ではなくて、住民に軸足を置かなきゃだめなんですよ。そのことをまず村長にはしっかりと、議員にもですね、言ってやろうと思います。

そういうことで、私は時間の関係もありますので、次の質問に入ります。暫時休憩になっています。(不規則発言あり)いいですか。私は室井議員の質問、そしてまた鈴木勝久議員の質問、皆さんの質問を聞いていても、村長の答弁は答弁になっていません、申しわけないですが。ただただ時間だけが過ぎるだけ。だから、私は村長答弁もらっても何の得ることもありませんので、私は村長はあえて答弁は要りません。

(不規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時20分)

○議長(鈴木宏始君) 一般質問を休憩前に引き続き続行いたします。

(「議長」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 6番仁平喜代治君。

○6番(仁平喜代治君) 6番。議事進行申し上げます。

ただいま15番議員の一般質問をなされておりますが、質問の中で一方的に発言者が今発言しておりますが、やはり一般質問は執行者に対して答えを求めるものであって、やはり執行側にも答弁を与えるように、忠実な議会運営をお願い申し上げます。

(不規則発言あり)

○議長(鈴木宏始君) 6番仁平喜代治君の議事進行に対する発言がございました。(不規則発言あり)ちょっと待ってください。

そこで、議長にお尋ねでございますので、議長のほうから申し上げますけれども、この議会の主催者というか、それは議長にありまして、議長がこの会議を運営しているということをご理解いただきたいわけなんですね。

そこで、そういうふうなご理解をいただければおわかりだと思いますけれども、質問者が誰それというふうなことで、質問に対する答弁者をほとんどは指定しているわけで、していないときは村長と、大体そういうふうなことで私は議会運営をしてきた

つもりでありまして、このことについて一般質問の考え方とあり方というようなことで若干、議会事務局長に、法としてはどのように考えているかというふうなことを、時間もあまりないので全文は無理ですけれども、必要な箇所を読み上げ、皆さんにご理解を賜りたいと思います。

議会事務局長。

- 参事兼議会事務局長兼監査委員主任書記（松田隆志君） それでは、いつも参考にしています「議会運営の実際」というこの本でございますが、質問の中で意見を述べることができるかという件について書いてございます。

その件につきまして答えてございますが、質問は当該団体の行政について長の所信をただすものですから、厳密に解すれば、議員は意見を述べる必要はないこととなります。しかし、長の見解を問う手段として議員が意見を述べるのまで認められないかと解する必要はありません。質問のテクニックの問題です。意見を述べるにしても、みずから限度、程度があります。質問の趣旨から離れ、自説が多くなることは認められません。どこまでがよいか明確な基準はありません。要は、議員の良識の問題ですが、意見にわたる部分が多すぎるとき、議長は議事整理権に基づき、質問の内容を簡潔に述べるよう注意する必要があります。なお、再質問では、意見、希望、要望だけを述べて終わる例を見ますが、やむを得ないものと解されますということで書いてございます。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） そのようなことで、そのような考え方に基づいて、これからも議長としては議会運営をしてまいりたいつもりでございますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

15番佐藤富男君。

- 15番（佐藤富男君） 初歩的なことで、いわゆる今の話はね。結局、質問と質疑が違う。質疑は意見を述べられない、質問は意見を述べられる、私はそのように解しております。そして、私は別に、通告以外のことをしゃべっていません。公職選挙法違反の問題、それから西郷観光の問題、そういった問題でしゃべっているんですから、全く私は意見というよりも事実関係をしゃべっております。

それから、付け加えておきたいことがありましたので申し上げますが、今日、傍聴者もいらっしゃいますしあれなものですから、100条委員会のことが不起訴になったから無罪放免ということで八汐会のほうで書かれていましたけれども、いわゆる100条委員会には、刑事事件、そういったものについての告発権はありません。100条委員会で、明らかにその会社が詐欺行為をやり、例えば犯罪を犯したことがわかったとしても、100条委員会ではこれを告発できないんです。100条委員会が告発できることは、単に100条委員会で話したことが虚偽の話だったという場合のみ告発できるということであって、たとえ人を殺そうと盗もうと、これがはっきりしたとしても、100条委員会には告発権がないということだけは、よくご理解していない方もいらっしゃるの、お話をしておきたいと思っております。

それから、もう1点ですが、ついでに付け加えておきたいと思います。

先ほどの子どもたちの被災者の問題の支援法についてですが、この八汐会だよりも、平田村に行って、甲状腺検査、放射線の検査ができるとありましたけれども、それは協定を結んだとなっておりますけれども、この協定書を結ぶきっかけをつくったのは4番藤田節夫議員なんです。節夫議員がこのひらた病院と甲状腺検査、ホールボディカウンターの協定を結ぶようにできないかという質問が3月議会にあって、それに伴って担当課長の皆川課長が一生懸命汗を流して交渉をして、そのことが契約を結ぶことができたというのが事実関係ですから、これ八汐会さんが行ったのは、ただその現場を見に行ったというだけの話なので、誤解を招くと困りますから、私ははっきり申し上げておきます。

それから、それでは質問の第3にまいります。

グランドエクシブの第1工区から第4工区までの除染、仮置き場に関する協定に則した運用が正しく行われているかといったことですが、まず最初にお伺いします。西郷村の5か年除染計画のうち、住宅除染の進捗率をお伺いいたします。除染対象戸数、平成25年6月末までに除染が終了した戸数、進捗率は何%になるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

対象戸数、一般住宅6,863戸、平成25年6月末までに除染が終了した戸数4戸、進捗率0.05%であります。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そのような結果でございます。そういう中で、西郷村の除染計画において、村は除染の優先度を数字であらわしています。学校、幼稚園などが最も高い評価5で、最優先の除染を行う。住宅やアパートなどの生活施設、通学路や公園、集会施設などの公共施設が評価の4、優先度で4ですね。村道や県道などの生活道路が優先度評価3。民間施設の事務所や商店、工場、ゴルフ場などは除染優先度評価が2となっておりますが、再優先度評価が高い数値4の一般住宅、これほど村民の方々が一日も早く除染してくれという要望があるにもかかわらず、現在のところ4戸しか終了していないという、こういう現状の中で、グランドエクシブゴルフ場のクラブハウスや駐車場、そしてゴルフ場の東側で今、太陽光発電の建設が進められている4万平方メートルの敷地を、おおむね6億円と言われる多額な除染費を投じてゴルフ場の除染を最優先させた理由は何なのか、改めてお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

ゴルフ場をなぜ優先させたのかということですが、西郷村の除染計画に照らした場合、除染計画順位に沿ったものと認められないとは思いますが、福島県内のゴルフ場、西郷村と同じように順位で除染を実施しているのかということですが、ゴルフ場における西郷村実施計画の除染の優先度につきましては、評価5段階

中4位でございますが、当該施設の除染を実施している当時は、村内に仮置き場が見つからず、一戸建て住宅の本格除染に至っておりませんでしたので、敷地内に除染後の土壌を一時保管できる施設につきまして一部除染を開始しておりました。

また、米小学校より、仮置き場敷地に隣接する米小学校学習林の早急な除染も求められている状況でありました。当時は、本格的な一戸建て住宅に先立ち、村内の小・中学校や保育園の除染実施後に発生した土壌をいち早く学校敷地から運び出すための施設の必要性が高まっておりました。幸い、平成24年10月末におきまして、谷津田地区独立行政法人家畜改良センターの一部の土地がお借りできまして、仮置き場として利用させていただくことに理解をいただき、仮置き場として設計や工事を立案してまいりましたが、工期が冬期間になることから、また道路延長の改良関係、造成面積等を考慮いたしますと、平成25年度当初から直ちに仮置き場使用が可能かどうか検討をしておりましたが、当リゾートトラスト関係者にご協力を願ひまして、そういった公共施設の一時利用についてご理解をいただき、借地することが決まりました。

それから、今回除染を行った施設のうち、除染を実施した箇所につきましては、ホテルやリゾートマンション、建物及び結婚式場などの複合施設の一部であり、ゴルフ場のコースそのものを実施したわけではございません。ということで、こういった理由から、評価が低くても除染をしたという経緯がございます。

以上でございます。（不規則発言あり）現在、県内でゴルフ場の除染をやった箇所は認識しているかということなのですが、現在、私が調査した段階では、白河市大信、白河ゴルフ倶楽部のクラブハウス、駐車場、管理棟について除染をしたと直接支配人から聞いております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村民の方々が除染についてはもう2年半過ぎて、一刻も早くやってくれという中で、このゴルフ場の除染については平成24年8月1日に、グランドエクシブから西郷村に対し除染の願い届が出ました。そして、わずか1か月ちょっと後の9月26日に、グランドエクシブゴルフ場のクラブハウスなどの業務委託契約3,900万円で、これをもう契約をして実施に入ったと。一般村民の住宅よりもゴルフ場の除染が最優先、これが今の村の除染計画の最優先だそうでございます。

そういう中で、これからゴルフ場の東側のリゾートトラスト様の所有する山林の除染前と除染後の写真を村長にお渡しいたしますが、このような宅地造成とも思われるような除染の方法は、環境省の除染マニュアルや村の除染マニュアルに適合した作業方法なのか、村長のご見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お答えいたします。

適合しております。なぜか。昨日も出ましたね。造成しているんじゃないかという話がありました。それから、今のおたただしは、一般住宅よりもゴルフ場を優先してい

るんじゃないか、それは誤解です。それはやっぱりゴルフ場に置いてもいいという、学校に埋めてあったものがありましたね、あれをいち早くここに置いてもいいですよ。それから、米小学校の、昨日申しあげました子どもたちが歩く体験の広場のもの、そういったものを持っていってもいいということがあったわけです。

やっぱり言われたとおり、住宅が最初にやるのは当たり前です。そのためにということ、この仮置き場、説明してきましたが、なかなかそう簡単には進んではおりませんでした、去年は。最初に、昨日も申しあげましたが、黒川からずっと説明会をやって、何回もやって、追原も川谷もやりましたね。最終的に、このご理解をいただいて、今度はそこに至る道路、その設計、施工となりますと、なかなか時間が過ぎてしまうと。そういった中で、公共施設、学校とかそういったものを、やっぱり子どもたちが集まっているところを早く除却、移動させようといった場合には、何らかの場所を見つける必要がある。リゾートトラストは、それにお応えをさせていただいて、置いてもいいですよということになったのでやったわけでありませう。

その後、仮置き場ができて、私もあちこち説明会をしておりましたが、言ったとおりです。早く除染をしてもらいたい、この一言に尽きる。よって、やっぱり各地域ごとに早期に発注をして、そしてこの除染の実を上げていきたい、こう思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今回のリゾートトラストの除染がもう完了しておりますが、そういったことは村のつくった除染計画の順位、5、4、3、2、1、これはもう全く崩壊しました。これはもう必要ありません、関係なくなりました。また、除染作業においても、除染方法も崩壊しました。これは、この除染工事、作業の写真を見ればそのとおり、全くその作業のマニュアルは他の業者に対して成約できない。なぜグランドエクシブがそれを認められて、一般家庭は認められないんですかという住民からの苦情が当然出てくると思います。

ここで、私、写真お見せしますけれども、これビフォーですね、これ見てください。画面を大きくしなさい。これね、当時作業をやる前のゴルフ場の要するに除染する前の土地です。これ除染が終わると、こうなります。これも10メートルぐらいの木があるんじゃないんですか。それがこのようにきれいになります。これが平らになりました。これが除染方法です。これから、村内の方々もこのように除染してもらったほうがいい。これも同じ場所のビフォーですね、始まる、除染する前。これの形が終わると、このようにきれいになっちゃいます。これが村の除染方法です、マニュアルです。

これから、民間住宅も木を切ったり、根っこを取ったり、全部やっていただけます。これが工事前です。工事前の最後、除染現場です。これがどのようになったかということ、このようにきれいになります。これが村の除染の作業方法です。これから、私たちもこのようにお願いをして除染してもらえばなると思います。これもそうです。これも除染前です。これが除染が終わると、今度はこのようにしてくれます。きれいに

になりました。平らにしてくれます。この林、林のあぜ道、これがもうこういった平らな敷地造成、宅地造成、非常にきれいな敷地になりました。

一袋も、ここにフレコンパックが置いていません。仮置き場なのに、なぜでしょうか。なぜ、仮置き場に除染してあったのに一袋も置いていないのでしょうか。これが現実です。中には、こういうふうに敷き砂利までしてあげている、丁寧に。なぜ、ここに敷き砂利が必要かわからない、これほどの面積のところ。これが西郷村の除染方法だそうですから、村民の皆さんもこのように除染をしていただきたいと思います。

これが環境省、私たちはこれから環境省と福島県の除染対策へ行きます。これが認められるのであれば、西郷村内の一般住宅全て認めてくれ、そして優先度も、これここにまたおもしろいのがあるんですね。優先度についても、昨日、課長がちょっと言いましたけれども、いずれやるんだからという話で言っていました。順位が低くても、こういうようになっているんですね、これ。

これは村から環境衛生事務所への相談のことなんですが、これ担当者は除染対策課の菅野一さんが出したやつですね、回答書。「米小学校は、ビオトープ活動や里山林活動と緑の少年団活動など、環境学習会に力を注いできた。現在、小学校の除染が開始となったことから、父兄からは高いところから除染すべきとの指摘を受けている。今までも里山の山林と環境学習の場とゴルフ場用地も活用していきたいため、関連して除染したいと考えている。」ここでゴルフ場も関連して除染したいと言っているんですね。

それで、以前にこの間、学習林の問題について、その学校のPTAの方と、それから校長のほうから里山を除染してくれという話があったという来ています。それでは、学校からのその依頼文書、これをちょっと提出していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

書類については、現在これから担当に戻りまして提出したいと思いますので、休憩を。（不規則発言あり）じゃ、書類の提出をお願いしますと。

○議長（鈴木宏始君） 15番、あれですか。

○15番（佐藤富男君） いいです。とりあえず続けます。

○議長（鈴木宏始君） 続ける。

○15番（佐藤富男君） はい。

○議長（鈴木宏始君） では、持ってきてください。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） いいですよ、課長、後で。職員は見てるから、それでわかると思うんです。（不規則発言あり）それで、ゴルフ場の東側の約4万平米、この除染に関連して、第4工区は1万6,483平米あるんですが、この業務委託については1社の見積もりだけの随意契約4,950万4,000円、今見せたようなそんな山林です。そこを平成25年5月9日から6月28日までの工事契約として結ばれております。しかしながら、この土地の借用期間は6月末日までで、除染完了後わずか2日

後には返さなくてはならない計算となっています。ということで、ここにはフレコンパック一袋も運ばず、除染完了と同時に貸し主のリゾートトラスト様に除染した土地を返還するという信じられないことになっておりますが、なぜこのようなことで除染の必要があったのか、納得のいく説明を村長からお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

当初4万平米ということで、期間が12月から6月末ということで、期間限定でお借りしておりました。当初は、その全て4万平米については航空写真から概算を出したものであって、実際には2万6,000平米程度の面積でございましたので、そこには置く計画でおりましたが、その途中で事業計画の変更があり、那須コースのほうに移動してくれないかということで、そこには置かずに、置かないことになりましたので、そういったことでそこには置かなかったということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 全く時間がなくて、これから本筋に入りたいんですが、全く入れません。

それで、実は平成24年9月24日に、グランドエクシブからメガソーラー設置の計画及び米小学校に貸している一部土地について除染が可能かどうかの協議があって、これが平成24年11月ですか、12月5日に、メガソーラー建設予定地に除染をしてもいいというような形の県の環境再生事務所等から来たということで、11月1日ですね、来ております。しかし、私からすれば、この除染の名をかりたメガソーラー造成工事とも思える4万平米のリゾートトラスト様の無料対策合意文書には、仮置きする公共施設等からの汚染土が1万8,000平米となっておりますが、実際に公共施設から持ち込まれた数量は2,862立方しかなく、わずか19.5%しか搬入しておりません。1万5,138立方も見積もりよりも余った勘定になります。

ということで、この程度の汚染土壌のフレコンパックを置くために、実際に必要だった仮置き場の面積は幾ら必要だったのかを村の試算根拠から私が試算してみると、フレコンパック2,862袋を3段階、3段積みで置くのに必要だった面積は763平米で、どんなに甘く試算しても1,000平米もあれば十分に間に合った計算になります。4万平米の土地を除染し、借用した土地のわずか2.5%しか利用しなかった計算になります。それも全く置かなかつたり、置いても数日とか数か月程度のことです。

また、契約期間は6月末ということで、5月の連休には全て運び出し、2か月も早く土地を返したと聞いています。実際は、フレコンパックを置くためではなく、メガソーラーの用地除染と造成工事じゃなかったのか。写真を見れば、全ての村民がそのように思うのではないのでしょうか。常識では考えられない除染作業を西郷村はおこなったと思いますし、この除染工事を認めた福島県除染対策課と福島県環境再生事務所には私も足を運んで、納得のいく説明を伺ってまいりたいと思っております。こんなことで、この場所に5億円近くの国民の税金が投じられましたが、本当に納得のいく

ものではありませんが、担当課長から、村長は答弁しないようですから、担当課長が答弁をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

当時、リゾートトラストさんをお願いした東コースの仮置き場でございますが、その段階では会社ではメガソーラーの計画は聞いてはおりませんでした。ということで、途中からそういった計画がなされたということで認識しております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 村からいただいた資料によりますと、平成24年9月24日付で、グランドエクシブからメガソーラー設置の計画及び米小学校に貸している一部土地についての除染が可能かどうかの協議があったということでございます。できれば、このグランドエクシブからのメガソーラー設置の計画も一応できれば見せていただければ幸いです。

そして、メガソーラー設置というのはなぜかという、これ来年3月末までにメガソーラーをつくった会社は、企業は、その全て企業会計で損金に編入できると。そうしたら、相当莫大な利益を会社は得るわけですね。そういったものについて村が手を貸したのかという私は疑問を持っているんです。だから、こういった問題についてお伺いしているし、まずそして除染方法についても、村の除染作業工程を根本から覆すようなことを、実例をつくってしまったということでもあります。

それから、最後になります。時間の関係で、あと最後になってしまうかもしれませんが、グランドエクシブの第1工区、いわゆるグランドエクシブゴルフ場の建物、駐車場、芝管理の入札でございますが、これは村の予定価格では3,998万7,150円の除染業務委託に対しまして、落札した企業の地元の企業は3,373万円、またそれから3,800万円以内の入札の金額で入札をしております。予定価格が3,998万7,150円です。

これに対して、大手ゼネコン2社は8,200万円と1億2,900万円ものともない金額を入札しました。この行為は村の入札執行に対する不誠実な行為だと言わざるを得ませんが、この2社のうち1社がその後において30億円近くの除染工事を落札したと聞いておりますが、この入札金額にも疑問を抱かざるを得ません。執行者である村長にご所見をお伺いしますが、このような村の予定価格3,998万円、約4,000万円の業務委託に対し、1億2,900万円ものともない金額を入札した、札入れをした企業に対して、村長はどのように思っているのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どう思っているかということですが、私は今回の除染につきましては、やっぱり放射能のことですので、全部国からこのお金をいただくと思ってやっております。そのときに、どういうやり方で、どういった設計でやるのか、これは細かく先ほど言った県の除染対策課長、さらには環境省と打ち合わせをしてやっております。それに基づいて設計をやって、予定価格は決めておりますので、それ

に従って各社の積算によって入札をされる、これは結果として出てきたということに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こういった答弁ですから、答弁はもらいたくないんですね。全く私の質問に答えていないです。要するに、予定価格4,000万円の工事に対して1億2,000万円の入札をする業者が私は不誠実だと思うんです。入札妨害と言っても過言じゃないんですか。その企業がまた村の除染を30億円近くでとっていると、これどういうことなんでしょうか。

それと、もう1点、約5億円近いお金を投じて山林除染、それを宅地造成並みにやりましたけれども、この契約書はない、あくまでも貸してくれ、借りてくれということでやったということですね。それを見てみると、平成24年12月4日、村がメガソーラー建設予定地に仮置き場の協力願をリゾートトラストに提出したと。翌日、12月5日、翌日ですよ、リゾートトラストからメガソーラー建設予定地に仮置き場の協議を承認の回答が来た。ただし、6月末までで必ず返せという条件で来ております。そして、平成25年4月1日、村がグランドエクシブ那須コースの仮置き場の協力願をリゾートトラストへ提出、貸与期間9月までで。1日に出して、3日にはもうリゾートトラスト那須コースの仮置き場の協力願を協議要旨を承認回答。わずか2日間でオーケーですよと。

そのオーケーして、4月3日からわずか13日後の4月16日に、グランドエクシブ第3工区の除染業務委託契約締結4億7,000万円。私は除染を業務委託をする場合には、それなりのしっかりとしたり設計を組んで、単価を決めてやるのに、時間がかかると思うんです。それがわずか13日で発注していると。これは私が思うに、やはり村とエクシブのほうとの協議で進めてきたと。その協議の内容は何かというと、いわゆる除染をしてあげるから無料で貸してくれ、メガソーラーの用地をきれいにしてあげるから、そのかわりに那須コースのいわゆる土地を貸してくれないかという話し合いができていて、そして向こうの除染をやったと、私はそのように理解する、せざるを得ない。

ということは、地方自治法第96条にある「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と。この9の中に「負担付きの寄附又は贈与を受けること。」と。いわゆる村がそこでその企業から土地を借りるかわりに、その除染をしますよというのは、こんなの無料で借りているわけですから、本来払うべき賃貸料を払わない、そのかわり除染する、これは負担付き寄附、私は該当すると思う。こういった疑念もあるわけですね。

このような形で、不誠実な中でこの事業は行われているし、ましてやこの除染順位もめちゃくちゃに破ってしまった。また、除染方法だって、高い木があった場合、4メートルまでは枝落しはできるけれども、それ以上、木は切ったり、根っこを取ったりできない。ところが、木をことごとく根っこから、木を切って、根っこを取って、そこを整地をしてきれいにして、チップーにして、そのやつを全部コンパックに入れ

てしまってしまう。まさにこれは宅地造成。ましてや、法面まできれいに造成してあると。

こんなことがやったら、恐らく除染業者、これから私たちもそうしますかと。この間、川谷のある方がこう言ったそうです。家にこういう10センチぐらいの木があるんだけれども、これ切ってくれと業者へ頼んだら、業者はできませんと言われたそうです。切らなかったそうです。切れないんですよ。それが本当なんです。これからは切ってもいいんですね、これ。もうそういう見本ができたんですから。だから、何でグランドエクシブができて、私の一般住宅はできないですかになりますよ。そして、私のところは確かに順位は2しかないと、でもあっちも2でやったでしょうと、じゃ私のも2ですからやっってくださいになります。

だから、除染のこの根本的なことをこの仕事によって崩してしまった。そして、ましてや昨日、4番議員の藤田議員の一般質問の中で初めてわかりましたけれども、環境省が調べたいいわゆる汚染物質の要するに貯蔵ですか、置き場、全福島県内で一番最低ずさんに置いておいたということらしいですね。今、4万袋ですか、4万袋が一番ずさんだといって。こういうずさんな置き場を置いて、ずさんな要するに除染をやらせて、これがまかり通ったら、これ西郷村の議会議員としては黙ってはいられないです。

そして、今先ほど申し上げたように、6,800ですか、ぐらいの住宅戸数があつて、現在6月までに終わったところがわずか4戸しかない。4万平米のやつをやつて、ゴルフ場のクラブハウスも庭も駐車場も全部除染してやつて、村民の住宅4戸しか終わっていないというの。こんなこと許されるわけないですよ。それが往々として大手を振ってやつてきて、こういう問題を話をしても、聞く耳を持ってくれる議員なんか、この半分しかないんですよ、本当に、正直言って。だから、やはり私はこの仕事が本当にいいのか悪いのか、村長を支持するとか村長を支持しないじゃなくて、住民にとってこれが本当に正しい作業方法なのかということ議員は考えなきゃならないと思うんです。

そういう意味で、議会の議員の皆様にもぜひそういう意味ではお願いしたいと思うし、あと時間の関係ないんで、このグランドエクシブ第2工区4万平米の搬入内訳、私はこれつくりました。村からもらった資料によって新しくつくったんです。（不規則発言あり）いいですか、待ってください、時間がないんで。公共施設などからの搬入数量、申し上げます。このグランドエクシブの第2工区、いわゆる4万平米の中に持っていった2,675袋、まきば保育園335袋、みずほ保育園640袋、保健福祉センター639袋、米小学校学習林が696袋なんです。熊倉児童館214袋、西二中テニスコート87袋、米体育館64袋なんです。ところが、ところがですよ、これで2,675袋なんです。ところが、おもしろいことに、この第2工区に置いたのがこれだけ、2,600袋。第2工区から出た除染による数量が4,102袋なんです。これが現実なんです。

こんなこと、議員がわからないと思ったらとんでもないですよ。あまり議員のね、やっぱり黙っていたってわからないだろうとかごまかせるだろうとか、一切そんなこ

とだめです。議会はやっぱり住民代表なんですから、真摯に正直に、そして透明性を持って、村民が納得できる作業をやっていただきたいと。時間の関係がありますからここで終わりますけれども、よろしくお願ひいたします。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 資料。放射能対策課長、資料について。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

それは村民の意向に沿ったように今後計画を実施をしたいと思っております。

先ほどの学校からの依頼文書関係でございますが、担当に確認したところ、電話でそういったものを承って、それを県、環境省に問い合わせたことで了解を得たということでございます。

○15番（佐藤富男君） 議長、今の発言は地方公務員法に違反すると思います。これやっぱり事務的に地方公務員法に入っていると思うんで、これは確認したいと思いますから、場合によったら全協を開いてもう一回ここまで確認して、地方公務員法に抵触しないかどうかも含めていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君の一般質問は終わりました。

（「議長」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） ただいま佐藤富男議員の一般質問を通じて、かなりの疑義がございますので、これを議会としてただしたいと思っておりますので、これを本会議を全員協議会に移して、協議会での審議を求めることを議長に要請をいたします。

その際に申し上げますが、先ほど来、佐藤富男議員の一般質問の中で、八汐会が出した会報の問題も含まれておりますので、これは西郷村村民に対して配布されたものでございますので、村民のための審議もしたいと思っておりますから、ここで本来ならば協議会となれば傍聴者に出してもらうことになっておりますが、これは村民に直接与えることでございますから、傍聴者をそのままにしてひとつこの審議を進めていただくことを望むものであります。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より議事進行の発言がございました。

内容は、ただいまお聞きのとおりでございます。

これからお昼の休憩に入りますが、休憩が終わって、午後1時から議会運営委員会を要請して、取り扱いを協議し、その上で全協を開催するか、その辺を決定したいと思っておりますので、ご了解ください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。先ほど16番室井清男君の

議事進行の取り扱いについて議会運営委員会を開催し、対応を協議したいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後１時１５分まで休憩いたします。

（午後１時０１分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後１時１５分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、先ほど１６番室井清男君より議事進行のご発言がございまして、この取り扱いについて議会運営委員会を開催いたしました。ご協議をいただき、その結果、次のように進行すべきだというふうな答申でございましたので、申し上げます。

これより直ちに３０分間休憩をして、全員協議会を開催する。そこで、全員協議会の話が済んでも済まなくとも、１時４５分までやった後、通常の一般質問の日程に戻る。それで、お二人の一般質問が終了した後、もし３０分の全員協議会で間に合わない場合には、その後に全員協議会を再び持つというふうなご答申をいただきましたので、そのように取り扱いたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより午後１時４５分まで休憩をいたします。

（午後１時１６分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後１時４５分）

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたします。

通告第７、１４番後藤功君の一般質問を許します。１４番後藤功君。

◇ 14番 後藤 功君

1. 教育行政について
2. 村長の村政運営について

○ 14番（後藤 功君） 14番、みんなの党の後藤功でございます。

大分、予定がずれてまいりまして、できるだけ的確に質問したいと思いますが、3日間の最終日ということで、各議員の皆さんの質問を拝聴いたしまして、非常に皆さん、よく勉強なさって、そして住民の皆さんのニーズに応えて一生懸命やっているなど。私もそれに倣って、できるだけ自分なりに質問をしたいと、このように考えております。

それで、項目、ここに上げておきましたが、その前に先ほどいろんな質問の中、それからこれ村内の皆さんそういう質問に限定してというか、国がどうかということと言及なさっていないと。私は、いつもそういうことから質問をしております。もう後藤は前置きが長過ぎるなんていうことも言われるんですが、これは政治ですから、決して西郷村議会だけのそういう直面しているだけでは済まないんだと。やはり日本の国の政治がいかに行われているかと、そういうことから我々は認識していかないと、なかなか整合性がとれないんじゃないかと、このように思いますので。

昨日だったかな、安倍総理が福島原発を視察されました。それで、いろんな原子炉の建屋、そういったことで汚染水漏れということで視察して、いろいろ説明を受けておりました。

その前に、あのオリンピックのブエノスアイレスですね、そこでオリンピックの招致委員会のプレゼンテーションの中で安倍総理は、私も聞いておりましたが、福島原発は安全なんだと、汚染水漏れについて、そこで0.3平方キロメートルの湾内に汚染水は完全に遮蔽されて閉じ込めてやったから大丈夫だと。これは私は、あれっと、そんなことを言っているのかなと、このように思いました。そうしたら、案の定、一斉に、あれは嘘じゃないかとか、そういうマスコミ、あるいはテレビのコメンテーター、そういうことが言われておりました。非常に私も、これは安倍総理のある意味で勇み足だと。それはオリンピック招致にかける本当に一発勝負で、そこでどういうプレゼンテーションをするかによって、その招致が決まるという段階において、そういうことをやっぱりその招致という一点の勝負にかけるおもんばかってそこを言ってしまったのかなと、そういうふうに思いますが、しかしながら現実にはこの福島原発は非常に、当初、野田総理が事故は収束したんだと、それはまるっきり嘘であったと。

しかし、事態は月日がたつにつれて、この汚染水問題ということが、もう本当にこれ大変な問題なんだと。それは恐らく政府もいろんな東京電力も、それは深刻にわかっているはずです。我々福島県民も、これが一番非常に危惧しておる。しかしながら、全国の日本の福島県以外の人たちは、オリンピックの招致それ一点のみでわあわあ騒いでいると。それを開催と決まったや否や、もう有頂天になって、この最大の人類の危機というか、日本の危機そのものの原発の汚染水問題、あらゆるそういうことが未解決のまま、それをもう完全に忘れ去ったような、そういう世の風潮ですね。これ

は非常に私は憤りを感じております。

それで、オリンピックの招致が決まったということはまことに慶賀にたえませんが、しかし一方、この原子力災害においていまだに何らそういう希望的な解決方法が見つからない。にもかかわらず、今、日本ではオリンピック一色、そのスポーツ関係者、あらゆるそういういろんな利害団体、そういうことがもう舞い上がっちゃって、もう福島はこの原子力所なんて全然そういう考慮したことが報道もなされない。これ非常に私らは憤る次第でございます。

そして、先ごろ損害賠償のお話の中にも、我々は本当に深刻な問題であるから、今ここで手を打たなかったら大変なことになると。それは行政の不作為、あるいは我々議会人がそこで手を後世の人間にどのように評価されるかということは、そこで我々はその当時いかにこの問題にして真摯に向き合ってきたということが、歴史を後で、例えば30年、50年たったとき、そのときの西郷村議会はどうであったかと、議会議員はどうであったか、ただ何もしないで眺めていたのか。それと同時に、執行部、村長はどうであったかと、そういうのが検証されるはずです。私は、そのことがとんでもない当時の馬鹿議員、馬鹿執行部だと言われないうちにも、これはやはりなすべきことは当然きちっとやっておかなきゃならないという観点から、これはやはりやるべきことはやるんだと。

そして、いろいろ過去において、今日も完全には解決したとは言いがたい水俣病のチツソの問題ですね。これも何十年もたって、ようやく政府も認めて、裁判で今度は賠償しろとか。なおかつ、いまだにその患者が手足のしびれたり、そういう症状を催していますね。それから、広島、長崎の原爆被災者は68年たっても、この前テレビで報道を見ました。当時、子どもであった人が、今まで六十何年も何でもなかったのが、八十何歳に、90歳になんなんとするそのご老人が今度は白血病を発症したと。本当にああいう姿を見ると、我々は今、被ばくをしてしまった、これは大変に本当に不安でならないということは、これはもう放射能災害の厳然たる事実ですね。

それを考えると、やはりこれは今現在は別に症状はあらわれないと、この先68年たってもそういうことが出るということ。我々はどういうふうこれから、その負の遺産というか、そういうことを背負わされてしまって、これから何十年たっても、いつそういう病に発症するかわからないという現実に向き合っているんですよ。そういう現実を考えたら、少々ののほほんとしている場合ではないと思うんですよ。これは村長をはじめ我々は、これを声を大にして、これは今回の原子力災害ということを当事者である東京電力、あるいは政府に徹底的に糾弾していかなければ、これは事故原因、それから賠償問題もそうです。こういった観点で、今後とも我々はそういう現実を見据えて、覚悟を持って、これからまたなお一層運動を推進して、このように考えております。

この点について、改めて最後、今まで質問者の皆さん、村長にただしておりますが、私も改めて再度、村長にそういうその覚悟はいかにあるのかということでお聞きします。村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 14番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

覚悟のほどというふうに言われて、安倍総理の線からいちいちごもつともで、私もそう思っております。やっぱりお昼でも言っていましたね、0.3平方キロにアンダーコントロール、うそじゃないか、それも実際本当によくわかりません。ただ、避難している人の声は、もう3年目に、2年6か月過ぎて入ったときに、我が人生どうしてくれるんだということがいつも言われます。私も、仮設住宅にいる浪江の方、もう少なくなってきましたが、村長さん、県とか国に行くときは、本当に家に帰れるんですかと、帰れるのであれば帰れるように、帰れないのであれば帰れないように、どちらでも人生の道筋をみずから立てるような、そういったことを急いでもらいたい、そう言われてずっと行っております。もちろん言われましたこと一々ごもつともで、私もそう思います。

何がやっぱり今一番求められているんだろうと。新聞等にも、このごろ1ミリシーベルトを、あれが正しいのかと。今日の新聞では、毎時0.23マイクロシーベルトというものの前に、移行係数が正しいのかといったことも書いてあります。

もう一つは、世界の英知を集めて早くという、安全基準を出していただきたい。今年4月に雄平知事から大臣等に申し出がありましたね。もちろん、このことは最初からわかっているはずで、ずっとお願いしているわけでありまして。

ここに来て、時効の問題とかいろいろ出てきますが、やっぱり不安を払拭するという意味でいうと、やっぱり国家が前に出るべきだと、最初からそう私も思っていたわけでありまして。東電は第一義的にということがありますが、やっぱりエネルギー政策から派生したものについては間違いのない、そう思っておりますので、議員同様、この問題、早くご理解できるような説明と、それからその賠償と、それから福島県における特別な現在の状況、早く払拭できますように活動していきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長、そういう答弁なんですけど、これ今、議運長からちょっと逆じゃないかというような注意を受けましたが、これはそういう状況に我々は置かれているということを私は前提にしたいんですよね。村長、いいです、じゃ、後で。

それでは、通告の本題に入りますが、教育の機会均等ということでありまして。

私が6月の議会で、教育長の同意人事ということで一言申し上げました。教育長は当事者ということで除斥をなされたと。村長に伺ったわけですが、後で、教育長は聞いていましたよということでありましてね。甚だ本人の不在なところでいろんな点を私は質疑したわけですが、これは要はあくまでも教育行政の政策と、どうも私と西郷村の教育委員会のなさっている教育における考え方が違うんじゃないかと。そういうことで、この際、教育長の同意ということで、私は疑義を挟んで、ちょっと納得しかねるということで申し上げたんです。教育長も恐らく、その会議録を読んでわかっていると存じますが、私はいろいろ西郷村で機会の均等はどうなんだということを6月の議会で申し上げました。それがどうもはっきりしないから、再度取り上げた

んです。

それで、率直にまずお聞きしますが、学校教育課長にまず伺います。

教育基本法、教育の機会均等、第4条第1項に「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」とありますが、その条文の解釈についての説明を求めます。学教課長から。おのおの聞きますから。

○議長（鈴木宏始君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋廣志君） お答え申し上げます。

教育基本法第4条、教育の機会均等に関するということで、今、議員がおっしゃいましたけれども、私もそのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それでは、同じことを今度は生涯学習課長にお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

ただいま後藤議員、それから学校教育課長が申し上げたとおり、私も同じ考えでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育委員会の最高責任者、西郷村教育委員会委員長に私は昨日、この議会の本会議に出席してもらうようお願いしておきましたが、ゆうべちょっと何か用があって来れないと。それで、それ突然でしたから、私のほうも1週間前とか、そういうやっておけばよかったんですが、それが抜けておりました。それで、だったら今日朝、教育委員会の職務代理者、あるいは委員もいるんだから、できないかと。そうしたら、今日来ていなかったですね。その辺の詳細な出席できない理由をちょっと説明願います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 14番後藤功議員にお答えをいたします。

昨日、教育委員長、この議会に明日出席できるようという、そういうことで事務局長さんからお話がありました。昨日、接触をしようというふうに試みましたが、接触できずに、夕方ようやく接触できることになりまして、お聞きしましたところ、家庭の事情によりどうしても今日出席できないということでありました。事情の中身も私、聞きました。それはちょっと、どうしてもというんではお話ししますが、それでよろしければそこまでにさせていただきたいなど。

さらに、職務代理者につきまして、今日朝、ここに来る本当の直前に連絡をとりましたが、本人にはとれない。会社にとれまして、会社にお聞きしましたところ、今日はちょっと会社都合があってということでありまして、携帯でもちょっとやったんですが、連絡とれずにでした。

後藤議員が望んでおられることが実現できなかったこと、まことに申しわけなく思っていますが、そういう事情ですので、どうかご理解いただきたいというふうに思っ

ています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま出席できない理由を伺いましたが、そういうことで仕方がないと。私のほうももっと早く通告を要請しておけばよかったんですが、これも仕方がないでしょう。今度そういうときは、早目に私のほうも要請するというような措置をとっていきたいと思います。

同じことを、教育基本法の機会均等のことを教育長にお尋ねします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

議員が教育長同意の案件の折に、私が不在のところでお話をしましたよということ、お話がありました。あのときも申し上げましたが、外で放送を通じてちょっと聞いたりもしておりました。おっしゃっている意味、後藤議員がおっしゃりたいんだなという内容については、自分でも心したというふうに思っています。

今回、この機会均等についてのお尋ねでありまして、これは両課長に今問いかけをしていただきましたように、教育基本法を念頭に置いてお聞きになったと、そういうふうに思います。改めて自分がどう思うかというふうに問いかけられましたので、この教育基本法の教育の機会均等という項目、いわゆる第4条ですが、そこを自分の気持ち表現するに当たりまして一回読ませていただいて、お答えをしたいというふうに思っています。

「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」、これが第1項でございます。第2項「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」、3項「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」、この3項から成っているものでございます。

私は、この教育基本法、特に第4条につきましては、憲法とのかかわりもあり、非常に大事な項目というふうに捉えています。この内容についても、ここに書かれているその精神、条文が示している内容、そのことに全く異議なく、こういうことについて教育長という立場でおこなっている、またおこなっていきたい、そういうつもりであります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 第4条には機会均等だと、きちっと明文化されておりますね、法律では。

それで、次にお尋ねしますが、本年度のこれは海外派遣事業なんです、中学校生徒の海外派遣事業について伺います。

ちょっとこれ教育委員会の委員長が出席なされない、教育長も教育委員会の一員でございまして教育長で結構ですが、海外派遣事業について教育委員会としてどのよ

うな会議を決定し、どのようなこの事業の位置づけ、計画実行に移すと、それをまずお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答え申し上げます。

中学生の海外派遣事業につきましては、議員もご案内のとおり、歴史を持っています。その歴史の中で18回機会を与えられて、その中で実施してきているんですが、病気、流行性の病気ですね、政情不安などあって、実際には行けないときもございましたが、行けるときには友好都市の締結をしています中国蕪県に中学生を派遣し、1回だけ韓国に派遣し、そういう歴史をたどっています。最近では政情の不安等続いていまして、中国にどうしても行くことがふさわしくないなという、そういう村民の皆さんの声もあり、教育委員会の中での声もあり、そのことをブリティッシュヒルズという、西郷村にしては近くて、そして研修をするのにふさわしい場所と思われる場所で、代替の事業として行わさせていただいてきたところであります。

しかしながら、この事業の本来の目的は、中学生を海外に派遣して、実際に外国の地に足を踏んで、そして五感で外国の空気その他を感じ、そして研修をして、さらには交流、友好を深めて帰ってくる、そして日本の国を外から体験してみようなのか、そういうことなどについても勉強する機会というふうに、そういう目的を持って行うことができってきた事業でございます。

今回、海外に中学生を派遣するに当たりましては、このままでいいのかということが非常に声としてありましたので、教育委員会でも、また同じようなそういうことでなく、海外に子どもを実際に出してやりたいというふうにするのにはどうしたらいいのかということで、教育委員会を開催いたしまして、その中で回を重ねて、このことについて話し合いをしてきた結果、平成25年度には、同じアジアの国であります、タイ王国という国を派遣の先として定めたところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ちょっと羅列して聞いておきますが、これはわかりました。

次に、この派遣事業に当たって事前調査をしたと聞いております。どのような調査をしたのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

5月に、この事業の計画を立案していく必要があることから、現地の調査が必要ということで事前の調査をさせていただきました。行くに当たりましては、その間、ここまでの間に、子どもたちをどういうふうにタイの中で活動、研修、体験、交流、そういうことをしてもらおうのいいのか、教育委員会なりのその案を一応持っておりますので、そのことを事前に調査をしてきたいという目的で参りました。

内容といたしましては、まず飛行機の体験が子どもたちはすることになります。それから、飛行場の体験、着いてからは日程に従って6泊7日の日程をとろうとしておりましたので、圧縮をしながら5日間だったかと思いますが、そういう調査をしてき

たところでございます。

内容は、先ほど申し上げましたような活動をはじめとした内容でありましたので、子どもたちに交流をできる学校、その学校を訪ねる。さらには、宿泊をする際のその宿泊可能な施設等、ホテルをなるだけ使わないでほしいということでおりますので、そういうことについての視察。それから、同じ仏教国なんですけど、どういう違いがあるのか等のこともあったので、そういう仏教寺院のこと。さらには、遺跡、世界遺産、タイにアユタヤという地域の世界遺産があるものですからそのこと。それから、タイの国というのは日本とどういう関係があるのかという学習などから、西郷村からも行っている工場をはじめ、日本から進出している工場のところをお訪ねして、子どもたちの研修のお願い。さらには、私たちが行ったときを含めて、タイに入ったときの最後の頼りになるところは日本大使館ということになるものですから、タイにある日本大使館、ここを子どもたちが訪ねて入れていただいて、そしてタイにおける日本のことを説明をいただくなど、そういうことも含めて、さらには子どもたちが食を食べますので、そのことの状況は大丈夫なのかなど、本番を想定したことの研修を事前調査としてさせていただいた、そういうことでございます。（不規則発言あり）行きましたのは、課長、（不規則発言あり）生涯学習課、相川課長、それから長谷川課長補佐、そして私、加藤征男でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 説明ですね。

次に、5年間の過去にさかのぼって、海外派遣事業の学校別の人数と、それからこれ抽せんをやったんでしょから、抽せんに漏れて不参加になった人数をお知らせ願います。ちょっとこれ通告をこの前していなかった。後で結構ですので、今できる、わかる。（不規則発言あり）わからなければおかしいんだけどもな。（不規則発言あり）わからん。（不規則発言あり）わからなければわからないと言ったっていいから。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

今現在お答えできるのは、第1回から18回までの派遣した派遣人数、引率者の人数でございます。学校ごとののは少し時間をかしていただきまして、後ほど申し上げます。

第1回26人、第2回26人、第3回26人、第4回29人、第5回28人、第6回40人、第7回31人、第8回36人、第9回29人、第10回23人、第11回20人、第12回21人、第13回24人、第14回30人、第15回31人、第16回21人、第17回25人、第18回35人でございます。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

平成7年から第1回が始まっています。私、平成15年から直接かかわっています

が、その前のことも聞きますと、およそバス1台30人を想定していたということで、1回だけ40人になったことがあります。その人数は想定から少し多かった年なんです、でもみんなそこは連れていくことがいいということで、40人分のこの派遣を決定させていただいたというふうに聞いています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） それで、これ何人が希望をされるというか、これ実際20人から35人まで行っているわけですね。その時々、行った人だけが希望したわけではないと思うんですね。このほかに、行きたいんだけども抽せんに漏れちゃったとか、そういうことはないんですか。これはこのとおり、最初から。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えします。

確かめもしましたが、抽せんないということで、（不規則発言あり）ええ。その40回のときのオーバーしたときも40人だったので、ないということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そうすると、私はこの事業に対して現場でそういう仕事をやっているわけではありませんが、これはじゃ最初から要するに希望者を募って、タイは実施していないですよ、中国なら中国と。皆さん、中国、今度海外派遣事業に希望の方とって、ここに丸、もうどんぴしゃり、最初からこの人数が決まっちゃうわけ。何か行きたくても行けないとか、そういうことはないの。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 先ほどお答えしましたとおりなんです、実は。それで、どちらかという、私がかかわった中では人数が少なかった年もあったりして、もう少し連れて行ってやりたいなということで、学校に再募集をお願いした、そういう経緯はございますが、オーバーして切ったと、俗に切ったとかそういうことはございません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ちょっとこれ教育長の答弁と、私の質問もちょっと変わってきちゃうんだけど、私は要するにもっと希望者がいて、海外派遣事業、この是非は後で私は述べますが、実際どのように行われているんだということを知りたいんですよ。そうすると、今、教育長の答弁だと、もう全然行きたい人は行けるようなことなんだわな、これ抽せんもやる必要ない、時には足りなかったり。そうすると、これはじゃ30人とは聞いていましたんだけど、その事業のそういう計画では。うまくこれ30人以内、あるいはオーバーしても大したことないとかね、これはちょっと不可解なんです、私は。そんなに生徒の皆さんが、例えば村の30人という枠内があるから、うまく生徒の皆さんがその数字に当てはめるような、私は辞退しますというような心でうまくおさまっているのかなと。ちょっと考えられないんだよね。

これ関連ですけれども、先ごろ行われた佐渡のリフレッシュ事業、これは最初、教育長のあれでは80名だったでしょう、計画。（不規則発言あり）40名。40名が佐藤議員の一般質問で全員連れていったらどうなんだと、そういうことで行ったわけ

ですよ。この海外派遣については、全く教育委員会のそういう計画どおりに生徒がこれ合わせてくれたのか。どういう、考えられないんだよね、これ。みんな連れていくというと、最初の40人で制限したものが、全員とは申しませんが、いっぱい参加なさっていると。この海外派遣事業だけは、当局の思惑どおり人数にぴたっと合うと、そんなのあるのかね。何かふるいにかけているんでしょう、これ。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 最初、平成7年のときに派遣したときの人数が多分そういう人数、バス1台、そういうことでスタートしたと思います。回数を重ねていく中で、大体そういう人数なんだなということ子どもたちも家庭も承知していただいているということもあるかもしれません。

それから、これやっていてわかってきたことなんですが、派遣している時期が夏季休業中でした。それで、中学生が一番気にすることは、部活動とのことだなということがよくわかりました。部活動を子どもたちは非常に楽しみに、そして部活動をやっております。そういう中において、そちらを選択する子どもさんもある、こちらを選択する子どもさんもあると、こういうことで、大体そういう人数になっていました。誤解があると困りますので、申し上げますが、40人の話、もう一回させていただきませんが、想定はだから30人という想定で多分やったと思います。しかしながら、40人という希望があったので、1回30人で選択をしたかもしれませんが、教育委員会の、ちょっと私、そここのところあれですが、しかし最終的にはみんな連れていったほうがいいということで、40人海外に出させていただくことができた、という経緯でございます。

だから、操作してこの人数にということではなくて、どちらかということ再募をかけたりしながらということでございます。よその市町村がやっている事例も私たち、調べてもらっていますが、どこもやっぱりどちらかということ再募のほうが多かったですというふう聞いています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 教育長は話うまいから丸められちゃうね、本当。だから、その最中に助っ人が来て、これ違うんだという、名簿を渡されています。この助っ人のメモによると、実は論文を提出するんだとね、論文を提出する。教育長は言わない、そういうこと。それで、お金もかかると。後で私も言うけれども、そういうことも教育長はあまり格好のいい言葉しか言わないで、現実的なリアルなことを言ってください。今はまだいい、まだいい。いろいろ理屈は何ぼでもつけられるんです。私がいろいろ皆さんからお聞きしたこととはまた違った、いいような教育長の説明もそれはそれなりに一理はあると思います。これはこれでいいです。それで、一通り聞いていきますから。

次に、県内の海外派遣事業を行っている市町村の数をもしあつたら教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

こちらの福島県の国際交流ということで、県内の市町村の姉妹都市の友好都市提携状況の資料によりますと、県内では市町村合わせまして、西郷村も含まれますが、ちょっと今数えたところでは24市町村で、姉妹都市との派遣ですか、そちらのほうを実施しているということで認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、24市町村がこの海外派遣事業を行っているということなんですけど、私が独自で調査したのは、県に問い合わせた、これ9市町村と教えていただきました。これどっちが正しいんだかわからないけれどもね。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

24市町村、それは姉妹都市を結んでいるというふうに今報告があったと思います。その中で、子どもを実際に派遣しているのは9市町村、そういうことだというふうに思います。この近隣でも、以前派遣していたけれども、今ちょっと休んでいますとか、そういうところがあるので、そういう数だと推測されます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） やっぱりこれ質問というのは、詰めないとわからないんだわな。そのまま鵜呑みにしちゃうと、ああ、24市町村ですか、わかりましたとなっちゃう。私もこれ事前に調べていたからね。こういうやっぱり物事というのは丁寧にやらないとだめなんだよな、これ。

これ付け加えれば、今この海外派遣事業というのでも要するに減ってきたと、もうどんどんやめていく時代なんですよ。西郷みたく、中国との尖閣問題で怪しい半日デモ吹き荒れて、どうも薊県に何回行っても、仲よくしましよ、仲よくしましよといっても、仲悪くなるばかりなんだね、これ現実。どうも危ないから、今度はタイに行ったらどうだぐらいの類の話であって、今の聞いてきた範囲で、絶対確たる意味があるというような自信を持ったそういうあれはないですね。私はですよ。それで、これはいいです、これはまたいいですけども、後で。

それから、先ほど抽せんはしていないと。私はそれはわからないです、実際はね。参加できなかった人、当然いるわけでしょう、いろいろ。お金がかかる、それから論文を提出させるんだと、教育長、それは言わなかった。私もみんなの党で公認するのに、私事になりますが、論文を書けと。いや、そんな面倒くさいことやってられっかなんて思ったものの、一応挑戦してみるかとそういうことで書いて、公認になりましたけれども、論文の提出は提出でそれは結構です。そういう手順を踏んでいる。そして、お金が負担金、かかりますね。だから、そういうただ単に21人とか22人、30人とおさまった、それだけじゃないんでしょう。いろいろやっぱりそういう行くためのいわばクリアすることがあるんだと、現実にはね。そういう事実ですね。

それで、お金が経済的に自己負担金が当然あるから、それを用意できない人は行けないわけです。でしょう、ね。この問題について、私はそれがいろいろ従来からおか

しいんじゃないかと。今回、教育の機会均等の精神があるじゃないかと。先ほど私、朗読しました基本法の第4条には、これですね、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と、こううたっているわけですよ。

門地というのは、これは出自とかね。この間、橋下大阪知事が自分の出自に、それを朝日新聞の系列の週刊誌にいろいろ書かれたと。とんでもない話だとなって、橋下市長はぶちキレて、おまえらもう取材を受けないとか謝罪しろと、大問題になりましたね。私も、そういう個人の出自、どこに生まれてどうのこうの、それによって差別を受けるなんていうのはもうとんでもないだ。これ西郷村でその門地によってどう差別するとは言いませんが、この教育基本法にはちゃんと書いてあると、そういうことだと思います。

経済的な多寡、お金持ちとか、経済的に容易でないと、そういった人たちも同じく平等に義務教育上、機会の均等というのは与えなきゃなりませんよということなんです。この西郷村の海外派遣事業において、私は、いわばそういう自己負担ができない方なんでしょう、そういった方々から、行きたくても行けない人もあるんだと。そういうこともわかってほしいんだと。親の心情としては行かせたいけれども、なかなかやはりできないんだと。後藤議員は、話聞くと、たびたびこの問題についていろいろやっていらっしゃるからと。いや、やっていますよと。そういうだからやっぱりいろいろ来るんですよ。私はこの西郷村の教育行政については甚だ疑問を持っていますから、ですからそういうことを実際言ってくる人がいっぱいいらっしゃると。教育長は、そういうことは考慮をしているんだかしていないんだかわからないけれども、結果的にそういう要するに苦情が来るということは、これは問題があるんですよ。それで、またそれはそれで置きますが。

それから、そういう私が今申し上げたことに対して、教育長のそのことに関してどういうふうに思っているのか、それをまず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員にお答えいたします。

幾つかご質問をいただきました。

リフレッシュのお話もございました。当初、お願いを申し上げたのは、確かに親子でということで申し上げまして、80人ということでの受け入れ態勢のことなどあったものですから、そういうようなことでご提案申し上げましたが、午前中お話ありましたように、多くの子どもが行けて、本当に行ってきた結果は楽しかったですよというお話があったとおりでございます。

今度このことにつきましてですが、先ほど来申し上げましたように、途中で切ったとかそういうことはないというふうに確認をして話しています。小論文のお話ございましたが、以前、確かに小論文というのを書いていたんです。今は書かなくなっています。私は、この小論文というのはどちらかというを書いてほしいという立場なんです。ですが、いろいろ事情もあって、先ほど来あったように、子どもの数を再募集す

るとか、そういうこともあったりしたものですから、いろいろ話し合った結果、そういうような方策もとったんです。今度、タイに行くに当たっては、またそういう小論文とかそういうことについてどうだろうと、つまり研修を色濃く、そういうことも出しながらこの派遣もしたいなというふうに考えている、そういう意見もあるので、そういうことについていろいろ具体的に、もうあまり時間がなくなってきたので、そういうことのお話をしてまいりたいと思っています。

この意義ですが、派遣する意義のお話もありました。先ほど来、議員おっしゃっていますように、あるいは村長さんが答えていただいた中のことなどを通して、私たちは今21世紀に生きています。この中で、子どもたちは間違いなく21世紀を多分生き切る、そういう人たちです。私は、そういう時代に半分しかいません。そういう中で、子どもたちがやっぱりこれから、日本の教育基本法の中にありますように、国際的に多くの人と一緒にこの地球人として生きる、そういう趣旨のことが書かれています。

こういうことをやるのには、日本の中だけでは私は不十分というふうに思っています。身の丈に合ったそういう方法で、子どもたちを何とか外国に、自分の実際足をつけて、空気を吸って、そして実際に多くの人と交流して、そういう体験が何ほどか子どもにとってはいい影響を与えるだろうということ、西郷村が平成7年にやっていただいたことはすごくいいことがスタートしたと。これを先ほど来の理由で、今そこはできませんが、別場所に変えてでもぜひやりたいということで、選択した場所がそこだということでもあります。

負担についてです。機会均等の話がありました。機会均等、私はどちらかという、義務教育とかそういうところにかぶっている。もっと広く言えば、こういうのにもかぶせて、全体にかぶれば一番いいというふうに思っていますが、全てにこのことができればいいんですが、お金のこととかいろいろで、なかなかできないというふうに思っています。そういう中にありまして、アンケートなどもとりまして、どのぐらいの負担が可能かということも聞いてもらっているんです。大体は5万円くらいというふうな自己負担というふうに言っていたいていまして、これもなければいい、ないほうがいいと思います。そういうことを聞いています。そして、全体では今まで15万円ほどの総額1人でやってきたので、その中の自己負担、3分の2が村、3分の1が自己負担ということやってきた。その5万円と大体合致しているというふうに思っています。

お聞きいただきましたこと、そのようなことだったかというふうに思いますが、義務教育の学校の行事とか授業で行く遠足とか、そういうことと少し意味合いが違うということも持ちながら、この事業を企画しているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時10分まで休憩いたします。

（午後2時49分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時10分）

◎発言の訂正

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたしますが、先ほどの答弁に関して、教育長、加藤征男君より発言を求められておりますので、これを許します。教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤功議員にお答えをしている中で、派遣した人数、そのことに伴いましていわゆる抽せんというんですかね、切ったというのはありませんというふうにお答えをしたんですが、今調べまして、第1回から第5回までは選ばれて人数が決まっていますので、おわびして訂正をさせていただきます。

もう一度人数を申し上げさせていただきます。

派遣した人数は間違いございません。最初の人数ですが、第1回は44人中26名、それから第2回は46名中26人、第3回は38人中26人、第4回は31人中29人で、この年、辞退があったものですから、そのまま29人ということだったそうです。第5回が59人中28人ということでありますので、まことに申しわけありませんでした。今の数字に訂正させていただきます、その人数が決まっていたということでございます。まことに申しわけありません。

◎一般質問（続行）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま教育長から、間違っていたと数字がね。それで、私、教育長、こう聞いているんですよね。先ほど、私がよくぴったり合ったものだなと。でも、現に今度は59人中28人とか、実際そういう希望があるけれども28人だと。その理由たるや、私はこう聞いています。各学校間で実は調整しているんだと。教育長、わかるでしょう、私そう聞いています。各学校間でうまく調整しているんだ。あんたは今回はちょっとね、ご辞退しなさいとは言わないんだかわからないけれども、実態はこういう調整をしているんだと。だったら、そうすると前段の教育長の答弁はちょっとおかしいんじゃないかと。そういうことじゃなくて、そうやってきたんだというふうな、教育長自身がこのことについて、各学校間の知らないんだかどうかかわからないけれども、実は各学校間で調整していると。それはどうなんですか、その点。私はそう聞いていますよ。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 申し上げました人数、調整をした結果でないかと、こういうことでございますが、平成7年度から始まり、私、平成15年度からかかわっておりますというふうに申し上げましたが、そのかかわった以降の私がかかわり知っている範囲内では、そういうことはなくてでございます。

それで、私が言うだけではなかなか難しさもあると思うので、その前のことについても話してもらいますので、ちょっとよろしく願いをいたします。

○議長（鈴木宏始君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（相川 博君） お答えいたします。

当時の平成7年の第1回の募集の要項によりますと、選考方法としましては書類及び作文の審査がございました。それから、応募者が募集人数を超えたときには、各学校別に抽選で決定をいたしますという選考方法をとっておりましたので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 何か最初の私の質問をうまく、おかしいとは思ったんですが、だんだん詰めていくと実際はそういうことであつたと。申し上げますが、結局、私が今までこの事業に対して、それからあらゆる教育行政の中で教育の機会均等、結局実際はその海外派遣事業についても、人数がこれは30人なら30人という枠内で派遣するわけだから、希望者が五十何人中、じゃ28人だと、30人が希望が漏れちゃうわけですよ。そうすると、その漏れた、行きたくても行けない。これ、じゃ次の機会があるかというとないでしょう、2年生を対象にしているから。一生ないですよ。その学校の教育のそういう派遣事業については、じゃ来年も、希望者は来年に回ってくれとかと、そういうことができません。

それで、教育の機会均等、そういったことからいうと私は甚だおかしいんじゃないかと。こういう事業、これはそれで先ほどいろいろ国際化とか云々言われました。それはそれで、そういう見方は当然できます。理屈は何でもつけられますよ。それで、お聞きしますが、じゃなぜタイに決めたのかと、それちょっともう一度手短にお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

一番の理由は、先ほども申し上げましたが、現地、外国ですね——に子どもを派遣したいということが1つでございます。

タイになぜということでもあります。これを新たに場所を変えとなると、相当なことをいろいろ考えなければならないと思いました。まず第1には、安全並びに受け入れ態勢です。どの国とということになって、まずアジアの国ということを選考しまして、その中でどの国ということになりました。その中で、安全並びに受け入れ態勢が今の状態でできるという国、それはそれまでの交流の歴史など……（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） いろいろのそれタイの安全とかそういう、タイ国そのものは私、行ったことないですからわかりませんが、聞くところによると、教育長のご息がタイに実は何か勤めているんだとかと。いや、じゃそれは事実ですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

私の子どもがタイに勤めていたか、そういうことを答えを求められるというのは私、心外ではあるんですが、あえて申し上げます。

私の子どもは、仕事でタイに3年間在住して仕事をしておりまして、今年6月いっぱいをもってこちらに帰国して、また継続して国内仕事をしています。私は少なくとも子どもがいるからとかそういうことは全くありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） そういう私、ちょっと耳に挟んだものだから、そういうそれによってこのタイ国に決めたということは、決してそういう要因ではないということが言えたわけで、それはそれでいい。

この海外派遣事業なんですけど、私は従来から、こういう行ける人行けない人、また学校内で調整をしていると言っていた。各先生方の覚えがいい人がやっぱり行けるような立場になったり、覚えが悪い人はやっぱりちょっとはじかれるのかなど。これ人間社会だからいろいろありますよ。好き嫌いもあるしね。ですから、これはやはり機会均等からいってちょっとおかしいんじゃないのと。そういう生徒間にあつれきを生むようなことをやっちゃいかんと。これはこの間も申し上げましたが、結果的にそういう教育、崇高な教育ですから、なぜそういう行った行かない人で結果的に差別するようなそういうことになっちゃうのと。それを延々とこれ続けているんですよ。

1つには、大人の論理で、もっと国際化とか、今そういう理屈はそれは何ぼでもつきますよ、国際化しなきゃいけないとか。しかしながら、結果的にこの事業をやるに当たって、行った人行かない人の優劣というか、行った人はやはり行ったなりのそういう優越感に子どもだから浸る、あるいは行かなかった人は何か劣等感を植えつけちゃうと。結果的に、生徒間において、あの人は行ったからいい、私は行かなかった、そこで非常にわだかまりというか、そういうのを生じさせかねない。

なおかつ、純粹、純真なその年代の子どもたちに、その段階でそういうことを結果的に生じさせたらいかなものかと。現にそういう声を聞いております、私は。教育長にはそういうことを聞かないかもしれないが、私にはそういう声が寄せられております。私は、その段階においてそういうことをすべきじゃないと。行かないんならいい、行くんなら全員ね。これは確かに経済的ないろんなそういう予算もあるし、不可能だと。不可能でしょう。行くんなら、いや、不可能でもやってくださいと。行かないんなら全員行かないで、手短な佐渡でも何でもそういう国内のみんなが喜ぶようなそういうこと、やっていけないのかと。

そして、事前調査とはいえ、教育長以下、課長、課長補佐がもうタイに行っている、それはいろいろ事前調査だからわかりますけれども、もう早々と行ってそれはやっている。毎年、大人はそれによって海外旅行をするんですよ。子どもらは、ああ、行けなかったとって、ある意味では悔しい思いを植えつけているでしょう。この辺のそういう配慮というか、教育者なら当然そういう配慮をすべきなんです。それを全然そういう配慮がなさらないと。教育の私はプロで50年もやってきたと、この間、佐藤議員に言っていたけれども、それはそれで大したものですけども、私は率直に言って、そのぐらい配慮できないのかなということ、無神経きわまりないです

よ、これは。何でそういうことやると。

これは別なことですが、今、アメリカのハーバード大学とかいろんところで、インターネットで無料で大学の授業を受けさせて、それをある一定の成績にいったら卒業というか、何か資格を与えられるんだと、そういうことに費やしたらどうですか、パソコンでも与えて。そんなおまえ、海外旅行だなんて、そんなわずかな人数を言って、そんなあつれきを生むようなことでやらないで、もう少し教育本来の事業に私は力を注いでもらいたいですよ。

そして、中国の研修から18回もやって、何の成果も上がっていないですよ。逆じゃないですか、これ。中国は尖閣諸島どうの、俺のものだ、ああ、日本たたきつぶせ、何が友好だ。あんまりいいかげんなそういう政策を延々と続けてはだめだ。これ時間もないからあれだけども、最後に申し上げますよ。いいですか。

教育の機会均等、教育長はわかっているようでわかっているんですね、私から言わせると。私、これ文科省に問い合わせました、この問題についてこういう実態があるんだと。担当官いわく、これはこの問題は教育の機会均等に逸脱しているおそれがあると、実施方法を改善する必要があると、必要があれば是正措置を講ずるよう必要があるとの回答を得ております。県の担当者にも、これ文科省じゃ、いや、国の役人はすごいんですね。教育基本法を言ったら即座に答えてくれました。ちょっとお待ちください、調べておきます、後からお電話を差し上げますじゃなくて、すぐ返ってくる。まるで私がそう言うことを予見したかのようにすぐね。そういう回答、これは是正する必要があるとおっしゃっていますよ、教育長。

これは私、やはり機会均等というのはなるほどそういうことなんだなと。これ西郷村は逸脱したそういう教育行政をやっているということになっちゃうわね、これ。どうするんですか、これ。そんなのお構いなしですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤功議員にお答えいたします。

お話、幾つかあったかと思えます。

その中で、まず学校での調整というお話がありましたが、これは私、今かかわっていますけれども、学校で調整するということはやっていませんので、これはなお学校の……（不規則発言あり）これはありませんので、申し上げます。学校にも確かめをさせていただきました。

2つ目です。文科省の件です。文科省の件につきましてお尋ねをいただいたということで、そのお尋ねをしていただいたことについては大変ありがたく思います。それで、機会均等ということでのお尋ねをされたかとか、その尋ね方は私わかりませんが、私はこう思っています。義務教育という学校教育の中で、このこういうことをしたらこれはだめだと思います。これ今回のことは生涯学習の中でやっていますので……（不規則発言あり）です。これ私も問い合わせさせていただきたいと思えます。（不規則発言あり）私が勝手にやっている事業ではないと思えます。文科省の指導も受けたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま私は、いろいろ腹にいろんな私の勇み足とか、いろんな極端なことを言っているんじゃないよというような声もあるかもしれない。しかし、私もある意味では自制しながら言っているんですよ。しかしながら、国に問い合わせた、あるいは県に問い合わせた、そうしたらこれはこういうことはやはり望ましいことではないと。教育の機会均等というのは、ひとしく、やはり平等にそういう機会を与えるべきなんだから、これは是正の対象になりますと。それどうするかわからないけれども、そういう答えを出しているんですよ。

西郷村が何も知らないと思って、我々がそういうことを平気で、そしてまして現場においては生徒たちにそういう心のあつれきを生んでいる、これは政策上、害をなしている政策ですね。あなたは、そういう生徒に害をもたらしている教育長なんですよ、結果的に。いいですか。よく再考してください。そういう教育長を推薦している村長も私はいかかなものかといつも思っていますけれども、これは先ほど先般、議会が同意したと。これなども、もう少しそういうことを踏まえた結論を出してほしかった、私は。ですから、後藤の言うことは極端だと言われるかもしれないけれども、私も国の法律の教育基本法というこの精神の拠り所として私は言っているわけです。

最後に尋ねますが、村長、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の問題ですが、私も国際化には賛成です。私も具体的にフランスに白河市が子どもを送ることのときにかかわっていましたので、今の議員が言っていることもよくわかります。要は、先ほど機会均等が不公平とかいろいろ出てきますよね。実際それはいろいろあると思います。それはやっぱり説明と、それからどうそれを克服していくかです。今の国際情勢とかから見ますと、やっぱり国際化は肌で感じさせたほうがいい、共通です、どこでも。

ただし、外国に行く場合は、議員言われたとおり、全員連れていければということですが、なかなかやっぱり今、飛行機の大きさ、（不規則発言あり）あるいは移動の問題からいうと、なかなか難しい。そうすると、どうしてやるかです。やらないかというになるとそういうふうにな……（不規則発言あり）基本的には、それをどうやっていくかということになりますと、やっぱりその部分をできるところからやっていくしかない、今はそういうことです。最終的にもう少し条件がいろいろ調整されて、みんなが行けるようになれば一番いいわけで、それは理想として私も持っております。しかし、今の現実論からいった場合と、それから実行するといった場合ですと、それは言ったとおりいろいろ問題がありますが……（不規則発言あり）基本的にはそういうことで私は賛成してやっているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題は、まだ機会を持ってやりますが、最後。もう6分しかないな。

除染ということで出しておきましたが、これ仮置き場の堀川、家畜改良センターの

仮置き場、これなんです、これ今つくっているということですね。それで、今、近隣の市町村、この堀川ダムの水を供給されている市町村、棚倉、表郷、白河、泉崎とか、この市町村で今、大問題になっているんですよ、実は、私、聞いたら。西郷で、水道水が堀川ダムから供給される、その上流に仮置き場をつくっている、一体何事なんだと。これは確かに水道水を飲んでいる人らは大変な問題ですよ。何で今ごろ騒いでいるんだと私も言ったけれども、もっと早く騒げばいいんだと。今、大問題になっているんですよ、これ。これが一部事務組合とかそういうことで、その職員も何か大わらわだと。これ今後ますます問題が恐らく広がっていくんじゃないかと。

このような状況の中、この仮置き場の問題も再考せざるを得なくなるような事態になるのではないかと。西郷は安易にそういうことをやってしまったと。私は、国が環境省が栃木県の矢板にやはり処分場をつくるんだと、向こうの国有地、あるいは茨城県の高萩にもつくるんだと。ことごとくこれは大反対だったと。矢板市以外、近隣市町村、宇都宮市までとんでもない話だと、そのぐらい敏感にそういう反応をして今、反対していると。おまえのところはどうするんだと。それはどこかにやって、それはわかる。しかし、こういうことも今、栃木県では那須町で除染の方法ですね、仮置き場、仮置き場というか。だから、住宅除染が始まる。那須町の場合は、各個人個人の住宅を除染した場合、その個人の敷地の中にフレコンパックを置いてもらうんだと。それが嫌だという人はやらないと。これは本当に合理的な答えなんです。やらせたの。

そんなこれ、あの谷津田地区に38万トンも置いて、それが年月がたって、袋が破損した、いろんなことがあったら、それが一遍にそういう害を起こす。これがいいか悪いかは私もこれ議論の余地はありますが、しかしながら放射能を濃縮、そういう膨大な1か所に集めるというようなこと自体も、これはやはりある意味では間違っているかもしれないと、そういうことも考えられますね。

何よりも一番は、やはり国がその中間貯蔵施設をいち早く決定しないからですよ。いつまでも大熊、双葉、浪江の3町に対して、帰還困難なところをあたかも帰還できるようなそういうことでごまかしてきている。だから、それを早く見切りをつけて、損害賠償、あるいは田畑、家屋のそういう賠償をきちっとしてやればいいんですよ。そうすれば、ストレートにそこに運んで問題は解決するんだけど、今の状態では、西郷はそういうことで仮置き場が決まった、しかしながらじゃ他はどうなってもいいのかという、これが新たな問題として大騒ぎになっているんだから。こういう問題に対して、村長はどう思っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 堀川ダムの件から、ご報告がてら申し上げます。

矢吹と白河で議会で質問が出ました。これは先週ですかね、その通告があったそうです。私は、まず各市町村長にということで、こういうふうにやりますということをお願いしました。もう既にこの質問等は矢吹町が終わったそうでもあります。私どもが答弁、打ち合わせをして、問題ありません、大丈夫ですということをお答えして、再質

問はなかったそうであります。棚倉、矢吹、中島、泉崎、白河ですね、各議会、それで了解していただいたというふうに思っております。

やはり一番は、要するに前から申し上げているとおり、放射能の人体に対する影響、これがよくわからないわけですね。仮置き場の説明に黒川から去年、川谷から始まりましたが、やっぱりいろんな心配があります。仮に置いた場合に井戸水に入らないか、あるいは置いても大地震、大雨で流れ出る心配はないのかどうか、そういった心配があって、いろいろやった後においてもしょうがない。若いもうお母さん方は、ああ、そんなことわかっていると、やってくれるというんだったら早くやってくれ、こういう意向で、みんな早くやってくれということで一斉にもうなってしまうました。

そのときに、ちゃんと遮水シートでサンドイッチして、雨水はどこに行っても同じ雨水ですので、漏れ出ることがないようにすればいいということで、これが環境省のスタンダードな遮水シートと、それからフレコンパックと、それから覆いをかけて、そしてサンドイッチするということです。さらにモニタリングをする。これはやっぱりどういうふうになっても大丈夫だということを言っております。

1つは、やっぱり川谷……

○議長（鈴木宏始君） 村長、後藤議員の質問時間が終わりましたので、手短にお願いします。

○村長（佐藤正博君） はい。ということで、これは各堀川ダムに関係しては大丈夫でございます。ただ、さっき私どもが説明申し上げている仮置き場については、そういったことで理解をしていただいてやっている。ただ、栃木のことはやっぱり区域がちょっと違いますので、県ごとの説明があるみたいです。矢板と、それから高萩でしたっけ、あの問題があって、なかなか今もめております。要するに、福島の間貯蔵に持っていくのかどうかの問題も明らかではありません。ただ、これは県のルートの違いもあると思いますが、やっぱり早く要は基本的な安全基準を出して、健康のことが説明されなければなかなか払拭できない問題だと思いますので、ぜひ措置をやってもらいたいというふうをお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、17番大石雪雄君の一般質問を許します。17番大石雪雄君。

◇ 17番 大石雪雄君

1. 基金を活用した雇用創出について
2. 臨時的に任用された職員について
3. 人材育成事業について

○ 17番（大石雪雄君） 17番。通告順に従いまして一般質問を始めます。

2年ぶりの質問ということで、大変緊張しております。その2年ぶりだということ、原点に戻って、何で議員になったのかなというところに振り返ってみました。それは、やはり子どもからお年寄りまでが夢と希望を持って生きていける村政を目指すように頑張っていこうと、そのような観点のもとに議員に立ったんだなど、そのように今、痛感しております。さらに、村民の声を村に反映しなくてはならないという、そういう面にも心して議員になった覚えもあります。

そのような観点から質問をしてみますが、第1点目が緊急雇用創出事業についてただしたいということでもあります。

緊急雇用は、急激な不況から仕事のない方々に、とにかく次の仕事が見つかるまでは緊急雇用で雇用して仕事をしてもらおうという目的の中で、村の直営と、そして企業にお願いする部門となどなどあります。その中で、じゃ従業員はどうして募集するのかということになりますと、ハローワークを通じて募集をするということですね。報酬は、補助の2分の1以上は給料として支払わなきゃならないというふうに私は考えていますが、村長、その辺で間違いはないかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 17番大石議員の一般質問にお答えいたします。

緊急雇用創出事業についてご質問がございました。どういうものかということで、概要についてお話し申し上げます。

福島県緊急雇用創出基金事業であります。国の平成20年度第2次補正予算において創設された緊急雇用創出事業特別臨時特例交付金を財源として造成された福島県緊急雇用創出基金を活用して行う事業でございます。この事業は、県及び市町村が新たな事業を創出し、離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等失業者の臨時的・一時的つなぎ就労の提供を行うものであります。この事業のうち、村では平成24年度においては、重点分野雇用創出事業として1事業、震災等緊急雇用対応事業として15事業を実施し、新規雇用として合計で74名を雇用をいたしました。

また、この事業の実施方法には、おただしのおり、県や市町村が失業者を直接雇用する方法と、県や市町村が民間企業、NPO法人、シルバー人材センターなどへ委託し、民間企業等が失業者を雇用する方法がございます。平成24年度において村では、このうち直接雇用が7事業、委託事業が9事業となっております。事業実施担当課は、建設課で直接雇用1事業、委託事業4、住民生活課で委託事業1、環境保全課で委託4事業、健康推進課で直接雇用1事業、委託事業1事業、生涯学習課で直接雇用2事業、農政課で直接雇用1事業、学校教育課で直接雇用1事業となったところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再質問いたします。

今、村長のほうから答弁をいただきました。資料を見る限り、村長の答弁と食い違ふところはありません。そんな中で、村直轄の事業と、あと企業、あとはNPOもろもろに、直轄と民間委託に分けていますけれども、その仕事の分け方というのはどういう形での分け方なのか。何か事業によって直轄、村から直接に仕事と、そしてあとは民間という、その分け方の一つの方法というのはどういう方法で分けているのかお伺いしたいと思います。（不規則発言あり）質問に入れていなかったから、後からお知らせください。

そういうふうな緊急雇用対応事業の一つだという中で、先ほども言った、私は村民のパイプ役でもあるという一つの議員の仕事として、村から民間企業に張りついた緊急雇用の職員がその事業主の仕事をやっていたという話を耳にいたしました。昨今、どこでもその話が出ているようで、私も何か何でなんだっぺという感じもあるんですが、こういう事実を村長は、事実か事実じゃないかわかりませんが、話を聞いているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 直接聞いてはおりません。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 直接聞いていないということなので、そのような話がありますので、そのような話に対して、村長はどのような、うわさではあるけれども、対応というか、これからの検討というんですか、していくつもりがあるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お話、よく承りたいと思います。先ほど申したとおり、この事業には趣旨、財源、いろんなことが絡んでおります。もちろん緊急雇用ですので、仕事をつくるという前提であります。それが適正にできることが当然でありますので、それがそういったお話があるとするならば、具体的に聞いて、そして趣旨と、それから内容を照らして、いろいろ対応しなければならないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 再度まだ質問いたします。

そういううわさが出ないように、やはり村のほうも事実か事実でないかはまだわからないという段階なようですから、出ないように村長は十分に注意をしなくてはならないと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘のとおり、そういう趣旨を外れた容認はできないというふうに思いますので、ちゃんと調査をして対応したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、臨時的に任用された職員についてであります。

1、臨時職員に対し、職員など期末手当のときに一時金を支給することはできないかということでありますけれども、私が調査というか、いろいろ調べた結果なんですが、臨時職員の給料というか、どう言ったらいいんですかね、その方は職員の1級の1号なんですね、庁内の臨時職員は。1級の1号というと、高校卒は1級の5号なんですね。そうすると、私としてはちょっと差があり過ぎるんじゃないかなと、そのようにも思っております。

そんな中で、さらに保育園が村に2つあるということで、2つの保育園の違いを調べてみました。まきば保育園には一時金なしと。みずほ保育園のほうでは一時金、これは職員だから保育園で、申しわけありません。職員のほうでは、ちょっと戻りますが、1級の1号だということではありますが、どうなんですかね、その辺の差はね。

そして、職員と臨時職員の仕事の違いは何なのか、村長、その辺お答え願いたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず、ご指摘の部分は前から頭の痛い部分でございます。これはやっぱり保育所の部分ですね。保育業務に携わる……（不規則発言あり）臨時職員の時間的な問題についてですが、やっぱり地方公務員法の22条に規定される条件があります。この内輪でという運用になります。しかしながら、なかなか臨時的な業務といいながらも、スキルが相当高い人もおります。いろんな意味で、やっぱり処遇の改善というのは必要だろうというふうに思っております。

ただ、今度は地方公共団体はやっぱり定数の問題、あるいは行政改革、いろんなことがありまして、なかなか目指すところに行くためには混在する部分があります。絶対必要であるということなので、地方公務員法に規定されております。しかしながら、今やこの正規職員とのバランスが崩れていますね。これは理想とすることよりは少し偏っている状況にあります。

では、それをどう是正していくのかというふうになりますと、やっぱり財政運営上の問題があります。国全体、国家公務員も同じ状況のやつがありますので、やっぱり行政体としての運用上の定数と臨時職員のバランス、それを担保するやっぱり財政の裏づけですね、これを見ながら対応していかなければならんというふうに思いますが、まずしかしもっと大きな問題は、日本は少し働いてワーキングプアという大きな問題を是正しなければならんという問題と多分裏表一緒になるんじゃないかというふうに思っております、それらと一緒にこの是正といいますか、改善していく方法を考え出していきたいというふうに思っております。（不規則発言あり）

地方公務員法の規定は、臨時的な任用、例えば災害とか短期的に例えば現場、設計、あるいはそれが膨大になった場合に人事異動でやりなさいと。しかし、それでもってその時期が過ぎればまたもとに戻すということが常時ということでは困るだろうということで、臨時的な任用を認めております。それで、認めた場合はやっぱりそれらの処遇しなければなりません、6か月を超えてはならないとか、通算で12か月、

11か月を超えてはならないとか、いろんなやっぱり規制がありますね。（不規則発言あり）臨時的に任用されるということで、正規の事務分掌にある部分をカバーするということになります。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 臨時職員も職員も、仕事は同じように一生懸命やっていると思うんです。それで、そういう中で8月と、8月かな6月か、6月と12月で片一方のほうは期末手当が出て、そして臨時職員は期末手当が出ないというか一時金もないという、そういうふうな現実だと思うんです。それで、前村長のときには一時金を出していたんですね。ですから、なぜ前村長のときに出せて、今出せないのか。その辺のネックになる、ネックになるというか、問題になる、出してまずいというところがあればお示し願いたいと、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 大石議員のご質問にお答えいたします。

地方公務員法の中で、以前は臨時職員の一時金というものは規定されておりました。今もそうなんですけれども、ただ、国の方針としてはだんだんそれも変わりつつありまして、条例で規定すれば支給できるという方針も出ております。それで、平成11年ころまでは臨時職員、出していたんですが、県のほうのそういう法律関係、規定していないので、その反対解釈として支給できないということで、県のほうからはずっと指導がありました。それで、平成11年以降、取りやめていた経過がございます。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。総務課長の話で理解する点がありますが、条例をつくれれば何とか大丈夫だという答弁もいただきました。

それで、最近、マスコミの言葉を引用すると、何か2%アップすると法人税は取らないよと、従業員の2%の給料をアップすれば法人税は取らないとかね。年金受給者には消費税が導入と同時に1万5,000円ずつは支給しますよと。何かわけのわからないことがいっぱい出てきているんですね。ということは、じゃ民間はどうなんだというときに、民間には、あまり多い金額ではないんですが、従業員にお金を渡すときには、臨時採用の職員には一時金が出ているんですね。ですから、やはりいい人材の臨時職員を求めるのならば、村独自の、国でもそういうふうにしたほうがいいんじゃないか、そういうふうにもできるよという話がある以上は西郷村だけにはならないと思いますが、人口が2万人になったというだけで喜んでいて、実際にじゃ2万人になったから何なんだという観点に立つと、何も変わらないんですよ。

国会の政治家が21世紀になったら夢の時代が来るよと。何の夢の時代もない。ガソリンは高いわ、それこそ何番議員だか言ったように石油は高いわ、高いガソリンに消費税をかけてくるわね。あげくの果て、年金受給者には1万5,000円支給するから、だから消費税には賛成してくれよと、こんな何かわけのわからない。21世紀になったときは2,000円札を出して、ああ、2,000円の札だけが何か記念に残

っちゃっている。

ですから、村長自身が、じゃ2万人になったと、2万人になったらどういふ今後は村づくりにして全国に売り出していくくらいの発想を持つか、副村長もいるんだし、副村長に少し考えてくれということと言っても、村長、やぶさかでないと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今の新しい動きですね。これについてはちょっと研究します。地方自治法の改正と、多分今の話は新しい動き出てくるのかもしれませんがね。ワーキングプア対策ということと、やっぱり人材派遣法の見直しとか、いろいろ絡んでいますので、これについては注目して、なるべくやっぱり望ましい方向に行くのが当然だと思っております。

2万人を超えたらどういふふうになっていくのかですね。やっぱり一つのこれはいい兆しです。やっぱり村が人口が増えるというのは、どこかにいいところがあるからですよ。そう思っています。では、何だと聞かれると、総合力だというふうに前お答えしましたけれども、そういう形とするならば、人口が増えることによって、どういった問題が出てくるのか、それを先取りする、あるいはそれをさらにもっと誘導するのであれば、もっといい仕掛けをする。当然だと思いますので、よくその辺は考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 人口が増えた一つの理由で、これは現実の話であります。那須町の住民が西郷第二中学校の学校を見て、自分の子どもはこういうきれいな学校に上げたいということで、大平だか大清水に家を建てたそうです。家族そろって来たそうです。ですから、学校一つでも人口は増えるんだなという中で、ぜひとも三役ともどもよく協議して、各課に落とししていただければ、もっといい考えが出るんじゃないかなと、そのように思います。

さらに、質問に入ります。

次は保育園なんですね。保育園は、この方々はある程度の認可というんですか、免許でいいんですかね——を持った方々なんですね。私、毎日保育園に行っているんです。職員も一生懸命だけれども、臨時職員も一生懸命なんです。誰が臨時職員だか、どの方が保育園の正職なんだかさっぱりわかりません。

それで、ある私の知り合いの年齢的にいくと私よりちょっと上の方が、孫を今回まきば保育園に入れるようになったそうなんです。待機児童が多くて、なかなか入れられなかったみたいです。入れるようになって、たまたま原中の人だったものですから話をしたら、まきば保育園というのは有名なんですよと言うんですよ。白河にもいたと思うんですけども、何でですかと言ったら、ここはすごいいいんですよ。みずほが悪いと言っているわけじゃないんです。まきばはいいんですよ。何で言ったんだかわからないんですけども、そう言っていました。それも参考の話です。

それで、じゃまきば保育園とみずほ保育園の違い、先ほどちょっと1ページに落と

して書いていたものですから、間違ってお話をしてしまいました。まきば保育園のほうは一時金なしなんです。それで、保育時間もそれこそ正職と同じように割り振られてやっています。それで、職員採用もないということですね。みずほ保育園のほうは一時金があるんです。保育時間も調整しているそうです。臨時職員から職員になることもできるそうです。ですから、そういうもろもろを知ると、何で村直轄の保育園が何やっているんだ、村長と思われませんか。でしょう、職員間では。

みずほは、村から、建物は村かわからないけれども、社会福祉協議会のほうに任せていると。恐らく、私はそういう話も聞いたことありませんが、保育園の先生同士では話をしていると思うんですね。どうなんですかね、その辺。村長、そういう気持ちになってお考えになったら、ちょっと発言できますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 経営といいますか、運営の対応が大きく違います。1つは、社会福祉協議会の給与体系、もう一つは地方公共団体の正規職員と臨時的任用者、この差ですね。

さて、どのように今の差を解消といいますか、いいほうに持っていくのかということですね。保育所というのは、保育士という資格を持っている人がやって、地方自治体の採用は一般行政職で採用しました。昔は保育所はあまりなかったですね、大分前ですけども。今や、やっぱり日本は少子高齢化、それから共稼ぎ家庭になってきましたので、全国的に横浜の市長さんが待機児童ゼロにするといったことのように、そのように条件を整えていくといった場合に、保育所はどこでできるんですか。保育所は市町村ばかりじゃなくて、極めて誰でもできる。一番簡単なのは、区長さんもできるということで、一時期やっぱり早く拡大してくださいという意向でいろんなことをやりました。東京でも認証保育所を出しましたね。24時間勤務している人がいました。

さて、そういった状況を見て、どのように西郷村も子どもたちを預かるこの施設を運営していったらいいだろうと。1つは、行政職ですと、やっぱり行政体が運営する場合は、保育所の先生方は人事異動の対象になります。しかし、これは専門職に近い職業ですので、次に建設課に行ったり、次に農政課に行ったりというのはなかなか難しいという実態が今までであったわけです。それらがだんだん時間がたつてきますと、さっき申し上げたとおり、新たな福祉法人とか、そういった専門集団にお任せするというのも手だろうということで、みずほ保育園から始まったわけでありまして。みずほも、今言われたとおり、職員さんの意向を聞いて、将来が給与体系というのがもっとよくなるという可能性があるのであればそれでいいだろうということで来ているわけでありまして。

今後は、言われたとおり、ではまきばがどういった段階になるのかと。やっぱり今の職員のことと、それから臨時のバランス、あるいは人事体制がうまくいった段階ではそういった方向に行つてはどうかと、そういうふうに思っておりますので、だんだんとそういった方向に行くと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番、休憩します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後4時30分まで休憩いたします。

（午後4時10分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

9番小林重夫君は通院のため退席いたしました。

（午後4時30分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ここでおはかりをいたします。

本日の会議は午後5時まででございますが、1時間延長して午後6時までにした
と思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は午後6時までと決定いたしました。

◎一般質問（続行）

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたします。17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 大変失礼した点もあるかなと。まきば保育園だけが保育士が
いるわけではなくて、村立幼稚園、児童館、もろもろ保育士はいるだろうし、さらには臨
時職の資格を持った方々もいると思いますね。ですから、そのもろもろを村長、考慮
しないと、本当の2万人の村と言えないんじゃないですかね。やはり新しいものをど
んどん取り入れていく、そういう柔軟なニーズも持ってもいいのかなと、そのように
も思います。

それで、保育士になるための職員採用は、何か国の考え方では今後取り入れていく
考え方もあるそうなんです。白河市と矢吹町は、今回から保育士に保育士採用試験
を行うような話を聞いているんですが、いかがなものか、村長、お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 自治体の保育所運営に関して、新たなやり方というんですかね、
それがやっぱりいろいろ今聞いて出てきたのかなと。今まではなかなか固定的に採用
については慎重にならざるを得なかったという部分がありましたが、そういう動きが
あったとするならば、また新たな運営方針といったものが出てきたのかなという気が
しますので、よく調べてみたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） では、くどいんですが、2万人の村になったお祝いに、ぜひと
も村長、柔軟な頭で、笑顔と活力の村づくりは待遇のいい村だということで考慮して
いただきたいと、そのように思いまして、次の質問に入っていきたいと思います。

次は、14番議員と同じような質問になってしまいました。そんな中で、質問要項
なんです、中学生がタイ国に研修される計画があると、前村長にタイ国になる理由

など説明されたのかどうかということで質問要項を入れてありますが、教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 17番大石雪雄議員のご質問にお答えいたします。

前村長にタイへの中学生の派遣について話したことあるのかということでありますが、ございます。（不規則発言あり）はい。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 教育長、いつ頃ですか、その話をなさったのは。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

何月何日はちょっとわかりませんが、1回でなくて複数回、こういう話をしています。（不規則発言あり）選挙があったりしてお訪ねいただくときとかそういう……（不規則発言あり）いろんな選挙ありましたよね、参議院のとか。そのときにご挨拶とかいただいたりしたときとか、そういうときに子どもの話とか教育の話とかいろいろされます。そういうときにこの……（不規則発言あり）はい。最初からじゃそう申し上げればよかったと思いますが、そういうことです。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 私もお会いしたのがいつだったかはちょっと忘れたものですから、くどくいつですかという言葉を出してしまいました。それも質問席から出して、まことに申しわけありません。

なぜ前村長を重要視するかと申しますと、教育長もこれ持っていると思うんですが、第3次振興計画ですね。その中に、施策の転換ということで、国際理解教育、情報教育、環境教育、開かれた学校づくりの推進ということで、異文化体験事業の推進ということで載っております。そういうことで研修がされると思うんですが、前村長の話していいかわからないんですが、とにかく一生懸命この異文化交流には力を入れておりました。入れておりましたが、そういう一生懸命やった方に挨拶もなくちゃ、挨拶の何か条だか、子どもにだけ挨拶をしろ、挨拶をしろと言っていて、教育長自身が挨拶がなかったんでは、やはりちょっとおかしいなということで、教育長に食ってかかるかと思ったんですが、挨拶をしたということで大変よかったなど、そのように思っております。

さらに、次の質問に入りたいと思いますが、タイ国研修なんです、これは企画、ここ情報係じゃなくて、何ですか、今、企画……（不規則発言あり）財政係ということで、大変失礼いたしました、ここで企画をしてもらって、立案をしていただいて、長くこの国と交流をする場合でしたら必要性があったのかどうかと思うんですが、教育長自身どう思いますか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

これは担当部署ということでのことですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 17番。では、再度質問をいたします。

なぜかという、急激に一気にタイ国に研修するというだけで出されても、何のためにタイ国と研修するんだという観点に立ちます。というのは、やはり企画財政課で、そんな立派な国でしたら、再三たる調査をして、そしてタイ国に大事な中学生を送るんだと、これから西郷を背負う宝物の中学生を送るんだというときに、やはり子どもたちの研修も大変必要だと思いますが、薊県の研修のときと同じように、経済的な研修というんですか、経済的な交流を持ったり、あとは農業の若者の研修をしたりとするためには、生涯学習課だけの縦割り行政での生涯学習課だけでは狭いような気がするんですね。

だから、広い視野に立って研修をする。そして、先ほど後藤議員が質問されたときに、何か立派な大使館にまで連れていくんだと。大使館の方にお世話になって、向こうの紹介をさせていただいて、それからでも遅くないような気がするんです。ですから、そういう意味合いでの教育長に質問なんですけど、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） ご質問にお答えいたします。

企画財政課でこういうことを全体的に立案してというような趣旨のお話も含んでの質問だと思います。大石議員は、もうよくよくご承知であると思いますが、この事業の前身が中国へ行っていた事業であります。この事業、友好都市交流ということからスタートに始まっておられます。そして、そういう中にありまして、双方の平等互惠の原則に立った上で、経済、貿易、科学技術、文化、教育、スポーツ、衛生、相互訪問等、多方面にわたる交流を通して、この交流をという内容でスタートされたものであります。

そういうことから考えると、お話ありましたように、生涯学習課、そこが担当してこれを進めるということ、そのこともお話があったこと、一理というか、よくわかります。ただ、現状を申し上げますと、中学生の海外、中国薊県への交流ということだけがこの中で今行われてずっと来たものですから、そういう関係もあってもか、人材育成に関すること並びに国際交流に関する事業の事務分掌については、西郷村教育委員会事務局組織規則というのがございまして、その中で行うように、生涯学習課がということになっていまして、中学生のことなのでという意味も含みながら、そうやって経過をしてきたところでもあります。

今、新たに場所を変えたりそういうことをするのであれば、広く意見を聞いたりいろいろすればいいのではないかと、そういう意味もよくわかります。申し上げましたように、子どもたちを何とか、ブリティッシュヒルズだけでやっていた事業だったものですから、外国に五感を通して実際立たせたいということがあってこのような企画をしたということでもありますので、ご理解を賜ればというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） 理解しろと言われれば理解できるかわからないけれども、理解できないといえば理解できないんですよね。というのは、せっかく交流の予算がついたんだから、じゃ中国がおかしいから韓国、韓国も何か竹島問題、竹島ですか、問題があるからそれじゃ天栄村とか、思いつきの中学生の研修だとすれば、これはちょっと問題点があるのかなと、そのようにも思います。

というのは、タイの子どもさんたちは学校に上がれない、学校のない地域がいっぱいだと思います。というのは、私の知り合いにタイに学校を寄附している人が2人いるんです。学校を寄附するというから、幾らかの金額なんだと言ったら、50万円だということです。だから、1教室くらいだと思うんですね。ですから、教育長は今回、先ほどの答弁では3名でタイを視察したと申しましたが、やはり教育長は行ってもらわなくてもいいと思うんですが、各課からいろんな3名で行くんだったら3人の職員を派遣するか、教育長が先頭を切って行くんだったら、ほかの課の方々にも行ってもらって、幅広い視野に立ってこれからよかろうというところまで検討しないと、どうなのかなと思うんですよね。

というのは、昨今もまた事件ありましたよね。どうしても、私も海外はそんなに行ったことないんですが、日本に合わせて考えているから、まだまだ安全・安心な国、日本ですからね。ですから、その気持ちがあることによって何か事件に巻き込まれちゃうのかなと。そして、日本の英語は日本の英語で外国に通じませんから、通じる英語もあると思うんですが、大体は口でアクセントが悪くて通じない反面がかなりあるそうです。そういう点からいくと、煮詰めていくところはいっぱいあると思うんです。

向こうに行ったら、誰にガイドしてもらうんだ、まずは誰にガイドしてもらうか。日本のガイドさんで、日本の子どもさんたちに全てガイドできるかと。中国は中国の現地の人にガイドしてもらっていると。そういうもろもろの広い視野に立って、わざわざ3月の年度末に無理やりタイに行くんじゃないで、もうちょっと1年間余裕を持って、そしていろんな視野の人に話を聞いて、偏った人じゃなくて、いろんな異業種ではないですが、話を聞きながら、タイをよく知っている、何回もタイに行っている方も西郷にはいますから、いつでも協力しますからと言うんですよね。ですから、もうちょっと慎重にいったらいいんじゃないのかというのが私の結論の質問になるんですが、教育長、いかがなものでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） ご質問にお答え申し上げます。

ご心配いろいろいただいて、大変ありがたく思っています。子どもを本当に外国にやるんですから、慎重には慎重を期してやるということ、そのとおりです。国内だって同じことで、外国はもっと大変だというふうに思っています。

そういう中にありまして、先ほど来申し上げておりますように、子どもたちを何とか出したいという気持ちがスタートなんです。それで、出すからには、こちら出すサイドですけれども、受け入れ態勢がどのようにできくださるのかというのが一番心配です。先ほど後藤議員さんのときにもちょっと触れさせていただいたんですが、そ

ういう中にありまして、アジアの中のどの国がということを実際に考えてきまして、教育委員会の中でもしゃべったりしてきました、話し合ってきました。そういう中で、受け入れ態勢、安全を念頭に置いた、そういうことで、アジアの国で西郷村が直接に交流をしたり、受け入れ態勢をとっていただける国は、今は多分タイしかないというふうに思っています。

そのタイとの本当に受け入れ態勢、大丈夫かということを知るためには、今回そこを大きく舵を切るわけですので、先ほど私はこの話がありましたが、だからこそ今回、申しわけないことでもあったかもしれませんが、私は行く、そういう責務を負っているというふうに自分で判断をしまして、委員会の中でも相談をした上で行かせていただいたと。受け入れ態勢、本当にできるのか、それを相手方と話し、それからいろいろな中身ですね。単なる物見遊山でなく、交流できる、そういうことも含めて内容の濃いものに、研修のできるものにしたいということで行かせていただいたことあります。

費用のこととかそういうことも含めて、この国というふうに決めてきたところでもありますので、いろいろご心配のこともあるかと思いますが、全力でまたこれから計画の中身を詳細詰める時期に来ていますので、募集を含めてやっていきたいと思っています。よろしくご理解いただきたいと思っています。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） お願いします、中身を詰めてやりたいからお願いしますという言葉なんです、確かに見聞を広めることはいいでしょう。ただ、教育長だけがいいなと思ったって、ぐるわはもうちょっと別な国があるんじゃないの。私は何回もこの場で、中国の薊県に対しては誰が一番先に出た話なんだと、どこから出た話でと何回も質問した経緯があります。質疑もしました。教育長が教育長になる前から質疑をした覚えがあります。

というのは誰がやったからじゃなくて、やはりタイという国は立派なんだと、こういうところが立派なんだということを議員に、こういう場所を見せたいんだという、また友好都市をいずれは結びたいんだという話があるんじゃないんです、ただただタイ、タイ、タイで、めでたいになっちゃったんならこれもまた大変なことで、そのようにも思っているし、前回は友好都市を結ぶということで、議員全体で行ったんですね。安全性はどうかとか、飛行機に乗った場合の無理はどうかとか、いろんな意味合いでやってきた経緯があります。ですから、そういうふうにしろではなくても、理解していただけるようなものが、これから進めていくんだと思いますが、お示しを願ったほうがいいんじゃないのかなと、そのようにも思います。

これもマスコミ、テレビでの記憶ですから、見る人によって判断が狂うかわからないんですが、3月11日に日本にいち早く救援隊を送ってくれたのは台湾だそうです。台湾という国は中国の系列で、それこそ私がここで申すはないほど、ご存じの方はたくさんいると思います。さらには、アジアで一番きれいなシンガポール、マレーシア。7時間近くかけて行く場合には、やはりこの国じゃなくて、3つくらい候補を上げ

て、いや、ここはどうなんだ、ここはどうなんだ、ここはどうなんだというんならいいんですけれども、もう見る限りではタイ国ありきみたいな状態に来るのがちょっとどうなのかなと思うんです。

ですから、私は無理押しはしません。ただ、事は急ぐ必要はない。事を急ぐことによって、落とし穴があると、それこそ教育長の責任になります。ですから、よくその辺を考慮しながら、議員の方々にも理解していただいて、その後でもいいかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

再びのご心配をいただいているわけですが、このことをやるには、新規事業として今年この予算をお願いしたりして、ご説明も文教厚生常任委員会にさせていただいたり、予算の折には説明会で説明をさせていただいたり、いろいろやってきました。時期的にもいつとかそういう話もあったんですが、準備をよくした上で、念には念を入れてというようなこともあって、そのことも理由の一つに、通常であれば夏休みというようなこともあったんですが、3月まで時間をとらせていただいて、その間に十分に向こうともやりとりをした上で行かせていただくと、そういう計画になっています。

これ、私個人でそういうふうに決めている案件でもないので、タイを事前に調査してきた課長もいますし、みんな行ってきた者も通して、こういうことでタイならできるのではないかとということで計画を立てております。いよいよ今度、時期的にも3月といってももう半年になっていますので、これから十分な準備と募集とかしながら、させていただきたいと思っていますので、ぜひ今年度実施、3月に実施するということをご理解を賜り、またその行ってきたことをまた学習しながら、いい交流事業に発展させたいというふうに思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君。

○17番（大石雪雄君） もう質問をやめようかなと思ったんですが、教育長の答弁の中で、せっかく予算をもらったんだからというふうに、そういうふうに受け止められました。予算は消化しなきゃならないと、その観点が、その考え方がやはりお役所仕事なんです。お役所仕事なんです。会社は煮詰めて煮詰めて、どうしてもこの予算つけたけれども間に合わないというときは年度を越しますよね。ですから、せっかく財政から予算つけてもらったから消化しなきゃならないという気持ちだけはぜひなくしてほしいと、そのように思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

そういうことでの事業計画はいたしておりません。本当に子どもたち、いい事業になればということで進めてまいりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 17番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4 時 5 7 分）

